

小矢部市公共施設等総合管理計画

平成29年3月 策定

令和 4年3月 改定

小矢部市

目次

序章 公共施設等総合管理計画について-----	1
1 公共施設等総合管理計画の策定の背景-----	1
2 公共施設等総合管理計画の目的-----	1
3 計画の位置付け-----	1
4 計画期間-----	1
5 小矢部市の公共施設等-----	2
6 その他-----	2
第1章 小矢部市の概要-----	3
1 市の概況-----	3
2 公共施設等の状況-----	4
3 本市の人口動向-----	10
4 財政の現況と課題-----	11
5 将来の更新費用-----	13
6 歳入・歳出全体ベースでの財政推計-----	22
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針-----	24
1 計画期間について-----	24
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策-----	24
3 現状や課題に関する基本認識-----	25
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方-----	27
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針-----	32
I 公共施設等-----	32
1 集会施設-----	32
2 文化施設-----	32
3 図書館-----	33
4 博物館等-----	33
5 スポーツ施設-----	34
6 レクリエーション・観光施設-----	35
7 産業系施設-----	35
8 学校-----	36
9 その他教育施設-----	36
10 幼保・こども園-----	36
11 幼児・児童施設-----	37
12 高齢福祉施設-----	37
13 その他福祉施設等-----	37
14 庁舎等-----	38
15 消防施設-----	38
16 公営住宅-----	38

17	公園	39
18	供給処理施設	39
19	その他	40
II	公営企業等	40
1	公営企業等の公共施設	40
III	インフラ	40
1	道路	40
2	橋りょう	41
3	上水道	41
4	下水道	41
5	その他のインフラ	42
第4章	フォローアップの実施方針	43
第5章	資料編	44

序 章 公共施設等総合管理計画について

1 公共施設等総合管理計画の策定の背景

小矢部市は、多くの公共施設等を住民福祉の向上や地域振興など市民のニーズに応える形で高度経済成長期に建設してきました。

これらの施設は、建設から相当の年数を経過していることから、近い将来には、施設を持続的に安心して利用していくための維持修繕費が増高することに加え、大規模改修や建て替え時期を一斉に迎えることとなり、本市の財政に大きな負担となってくることが懸念されています。

本市は、これまでも指定管理者制度の積極的な活用を進めるとともに、職員数の削減を図るなど、行財政改革の取組を積極的に推進してまいりました。

しかしながら、今後、進行することが見込まれる人口減少や少子高齢化の急速な進行、市民ニーズの多様化・高度化による利用需要の変化など、本市の公共施設等を取り巻く環境は、予想以上に厳しいものとなっています。

このような背景から、これからの公共施設等のあり方を考え、いかにして公共施設マネジメントに取り組むかを、市民の皆さまとともに考える基礎資料として、昨年6月に市が所有する公共施設等の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「小矢部市公共施設白書」を作成しました。

2 公共施設等総合管理計画の目的

公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減及び平準化を図り、将来にわたって持続可能な公共サービスの提供を目的とします。

3 計画の位置付け

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画において、各地方公共団体が策定することとされている「行動計画」にあたる計画であり、本市の最上位計画である小矢部市総合計画の下位に位置し、新小矢部市行財政改革大綱とも連動しながら、公共施設等の取組に対して横断的な方向性を示すものとして位置付けるものです。

また、これまで策定した各施設の長寿命化計画と整合を図るとともに、今後策定する個別計画についても、本計画を上位計画と位置付けます。

4 計画期間

本計画には、中長期的な視点での取組が必要であることから、計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成57年度（2045年度）までの30年間とします。

また、社会経済情勢や市民ニーズ等に変化が生じた場合など、必要に応じて適宜見直しを行います。

5 小矢部市の公共施設等

本市は、市役所などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、多くの市民の方々に利用される公民館や図書館、博物館、体育館、文化施設やスポーツ施設、市営住宅など多岐にわたる施設を保有しています。また、道路・橋梁・上下水道施設のインフラも保有しています。

本計画において対象とする公共施設等は、本市が所有する公共施設及びインフラとします。

6 その他

(1) 端数処理について

本計画で掲載する数値は、金額については単位未満で切り捨て、延床面積などについては単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。

(2) ②調査時点について

本計画で掲載する数値は、平成28年3月31日時点あるいは平成27年度1年間を基本としていますが、それ以外の情報を利用する場合は、注記しています。

(3) % (パーセント) 表記について

「% (パーセント)」表記は小数第2位を四捨五入しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。

第1章 小矢部市の概要

1 市の概況

本市は富山県の西端に位置し、北は高岡市、東は砺波市、南は南砺市、西は石川県金沢市及び津幡町と接しています。市域は、総面積は134.07km²です。

地形は、標高346mの稲葉山をはじめ、北、西、南の三方向を丘陵地で囲まれています。また、一級河川である小矢部川が本市の中央部を南から北北東に向かって貫流し、一帯は水田単作の穀倉地帯となっています。石動・津沢の両市街地を除いては、全般に散居村ののどかな景観が広がっています。

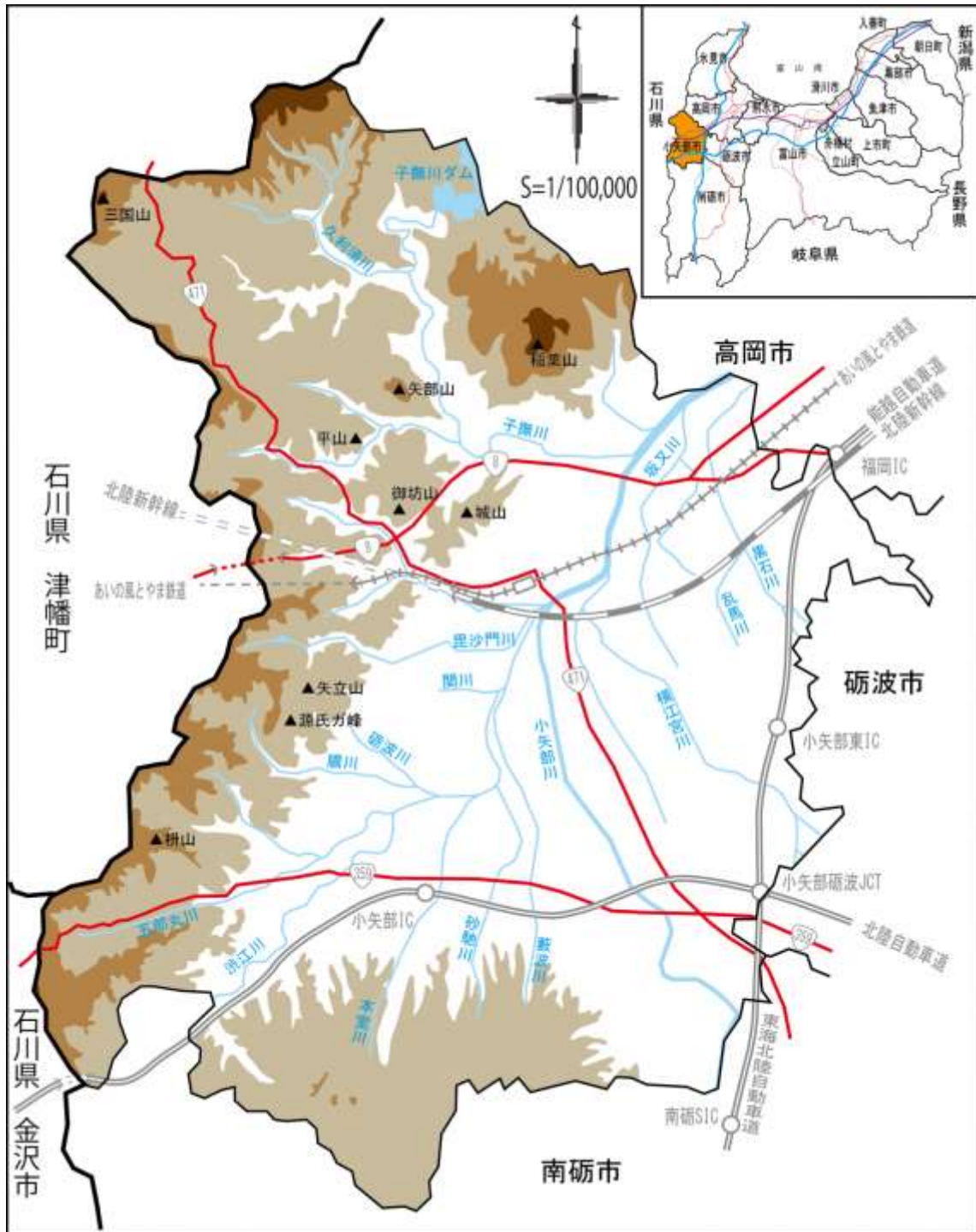


図 1-1 小矢部市の概況

2 公共施設等の状況

(1) 公共施設の概況

表 1-1 対象施設の一覧

会計名	大分類	中分類	小分類	施設数	棟数	延床面積(㎡)	
普通会計	市民文化系施設	集会施設	コミュニティセンター	1	1	431.00	
			公民館	13	25	5,983.51	
			その他集会施設	2	2	1,133.58	
		文化施設	文化センター	1	11	10,479.00	
	社会教育系施設	図書館	図書館	1	1	667.46	
			博物館等	4	11	3,911.32	
			文化施設	1	1	800.00	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	7	9	10,072.34	
			プール	1	1	191.00	
			野球場	1	2	345.00	
			テニスコート	1	1	69.00	
			ホッケー場	1	1	167.00	
			陸上競技場	1	1	984.00	
			その他スポーツ施設	3	5	3,433.76	
			レクリエーション施設	キャンプ場	1	3	64.00
			レクリエーション・観光施設	5	16	4,433.85	
			産業系施設	産業系施設	牧場	3	21
	その他産業系施設	2			3	1,365.19	
	学校教育系施設	学校	小学校	5	19	31,750.00	
			中学校	4	21	32,963.00	
		その他教育施設	給食センター	1	5	1,346.00	
			教育センター	1	2	2,069.00	
	子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園	1	2	698.00	
			保育所	10	12	6,867.14	
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	放課後児童クラブ	2	5	383.00	
			生きがいセンター	1	2	861.00	
			高齢者健康交流センター	2	2	730.22	
		その他福祉施設等	1	6	5,165.00		
	行政系施設	庁舎等	庁舎等	2	5	6,839.65	
			消防施設	1	1	844.95	
			消防施設	16	17	1,346.45	
		消防施設	防災備蓄倉庫	1	1	280.79	
	公営住宅	公営住宅	市営住宅	9	29	12,484.94	
	公園	公園	公園	21	21	450.93	
			浄化処理施設	5	5	3,097.81	
	供給処理施設	供給処理施設	ゴミ処理施設	2	8	1,150.00	
			その他	2	2	572.34	
	その他	その他	駐車場、駐輪場	1	2	991.00	
			斎場	1	2	991.00	
			その他	8	9	2,783.36	
	計				145	291	164,437.72

※延床面積は小数点以下を四捨五入表示しておりますが、合計値は四捨五入前の値を集計しているため値は一致しません。
 ※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。
 ※小分類は、総務省更新費用試算ソフト内の施設名称例を参考に分類しました。

平成29年4月1日時点で、145施設、291棟あり、総延床面積は約164,437.72㎡となっています。

これらの施設について、維持管理や運営状況などの現状を分析するため、総務省が用いている区分（大分類・中分類は総務省更新費用試算ソフトに準拠）や本市の公共施設の実情に即した区分（小分類）により分類しています。

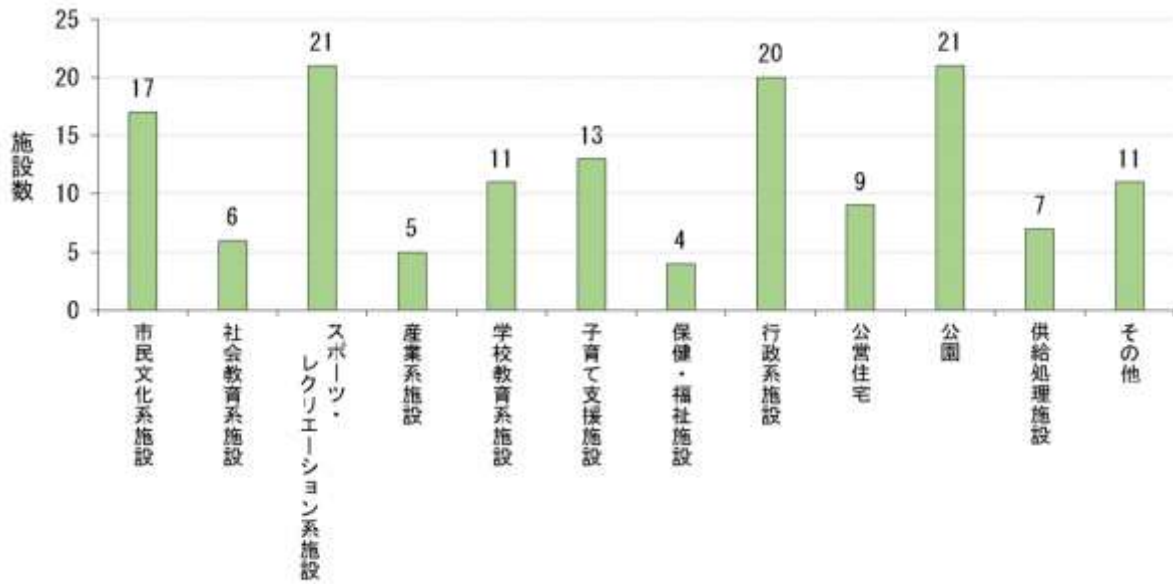


図 1-2 大分類別の施設数

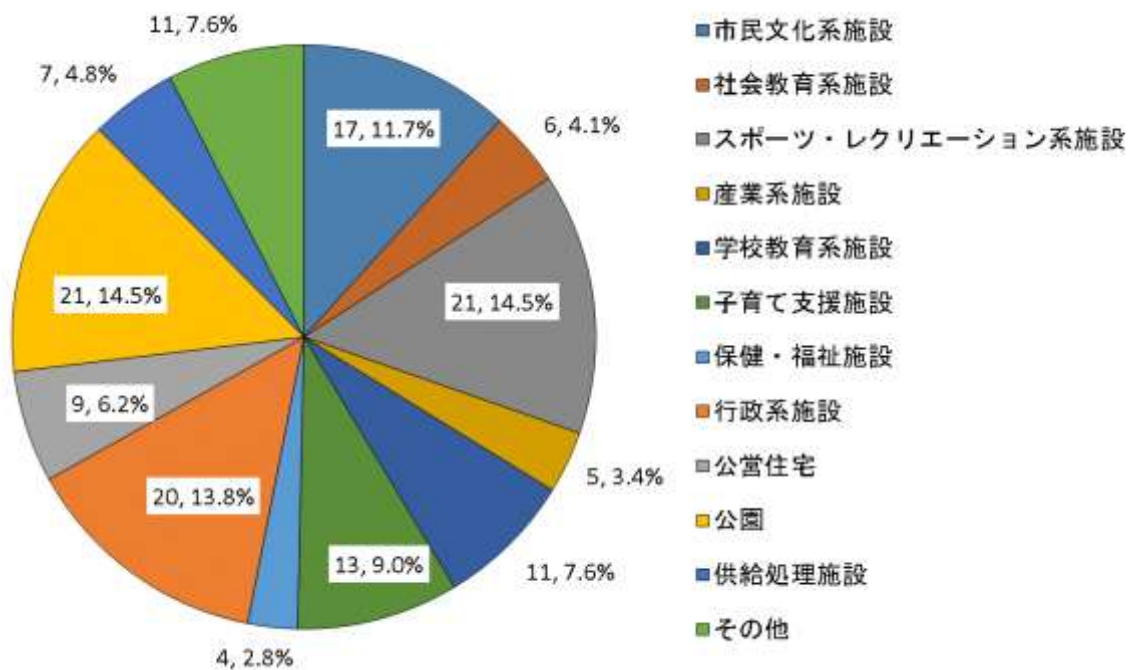


図 1-3 大分類別の施設数の割合

大分類別の施設数をみると、「公園」と「スポーツ・レクリエーション施設」が21施設で14.5%と最も多く、次いで「行政系施設」20施設で13.8%、「市民文化系施設」17施設で11.7%となっています。

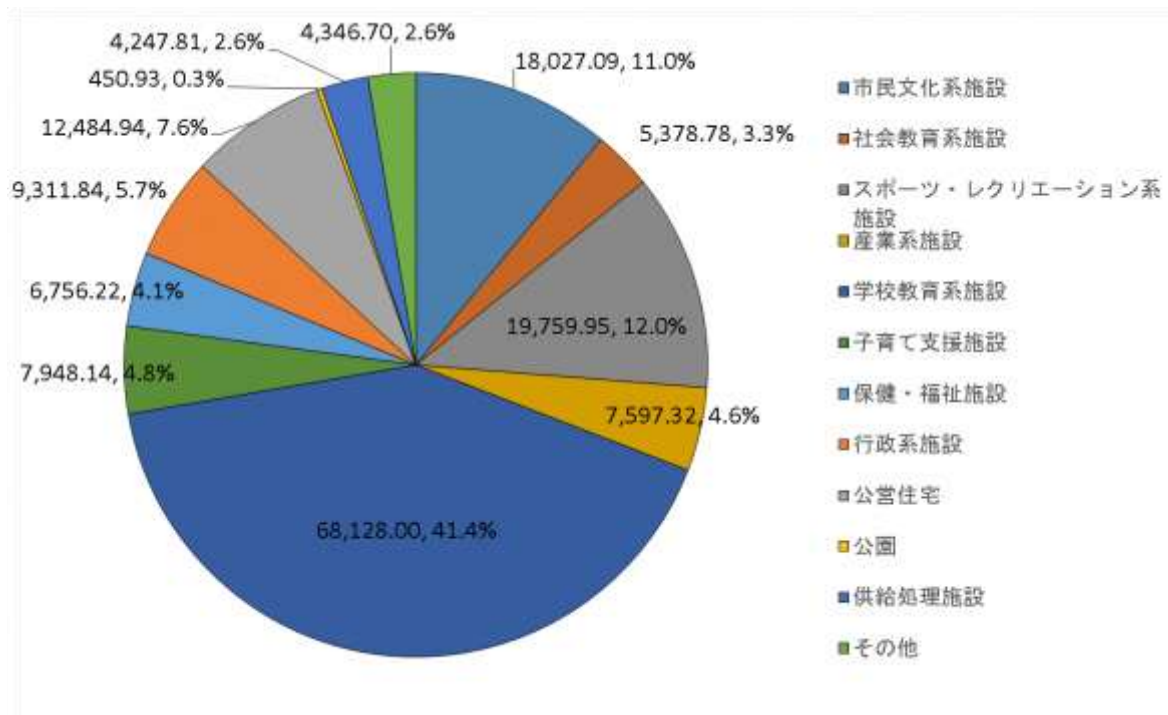


図 1-4 大分類別の延床面積の割合

大分類別の延床面積の割合をみると、「学校教育系施設」の割合が41.4%と最も多く、次いで「スポーツ・レクリエーション系施設」が12.0%となっています。

(2) 普通会計公共施設の年度別の設置状況

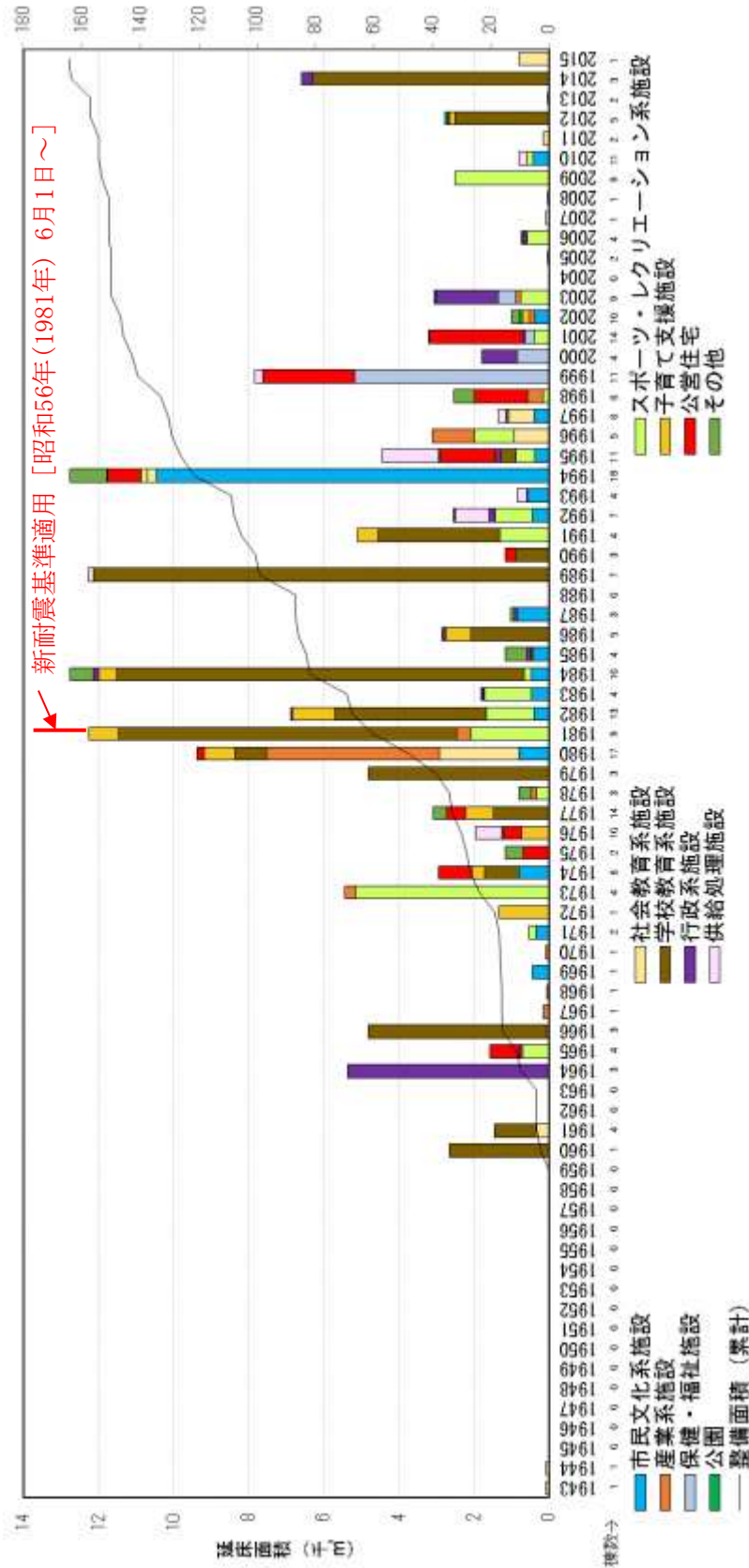


図 1-5 大分類別の建築年度別延床面積の推移

本市の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積でみると、1943年と1944年に2つの建物がある以降は、1960年から2015年まで断続的に公共施設の整備が続けられてきたと言えます。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和56年度以前に整備された建物は、延床面積の約36.8% (棟数では31.6%) にのぼり、老朽化のため、耐震基準を満たしても、補修などを要する公共施設が多くあります。昭和56年度以前に整備された施設を大分類別にみると、「学校教育系施設」、「行政系施設」、「スポーツ・レクリエーション系施設」が多くなっています。

※大規模改修を実施している建物についても当初の建築年度で集計しています。

(3) インフラの状況

① 道路

本市が管理する道路は、一般道路の合計が総延長514,063m、道路面積2,972,632㎡となっています。

種別の延長及び道路面積は、下表のとおりとなっています。

表 1-2 道路の整備状況（延長及び道路面積）

種別	延長（m）	道路面積（㎡）
1級（幹線）市道	45,617	366,358
2級（幹線）市道	52,546	342,750
その他の市道	415,901	2,263,524
一般道路 小計	514,063	2,972,632

※四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。

出典：道路台帳H28.3.31

② 橋梁

本市が管理する橋梁のうち橋長が2m以上の橋梁は448箇所あります。総実延長4,276m、総橋梁面積28,647㎡で、延長別橋梁数及び構造別面積は下表のとおりとなっています。

表 1-3 橋梁の整備状況【総実延長（m）、総橋梁面積（㎡）】

総実延長 合計	総橋梁面積 合計
4,276m	28,647㎡

表 1-4 橋梁の整備状況【延長別橋梁数（数）】

15m未満	15m以上	合計
388	60	448

出典：橋梁台帳H28.3.31

③ 上水道

本市が管理する上水道は、管種別管径別に下表のとおりとなっています。

表 1-5 上水道の整備状況【種類別管径別延長（m）】

導水管						計
300mm未満	300～ 500mm未満	500～ 1000mm未満	1000～ 1500mm未満	1500～ 2000mm未満	2000mm 以上	
0	1,955	0	0	0	0	1,955

送水管						
300mm未満	300～ 500mm未満	500～ 1000mm未満	1000～ 1500mm未満	1500～ 2000mm未満	2000mm 以上	計
4,205	5,236	0	0	0	0	9,441

配水管						
50mm以下	75mm以下	100mm以下	125mm以下	150mm以下	200mm以下	250mm以下
36,378	56,410	95,441	0	52,674	13,676	3,847

配水管						
300mm以下	350mm以下	400mm以下	450mm以下	500mm以下	550mm以下	計
8,314	1,933	3,120	0	154	499	272,446

出典：上水道台帳H28.3.31

④ 下水道

本市が管理する下水道は、合計211,524mが敷設されています。管種別及び管径別の延長は下表のとおりとなっています。

表 1-6 下水道の管種別整備状況 [延長 (m)]

コンクリート管	陶管	塩ビ管	更生管	その他	合計
4,889	0	202,174	0	4,461	211,524

出典：下水道台帳H28.3.31

表 1-7 下水道の管径別整備状況 [延長 (m)]

250mm未満	250～ 500mm未満	500～ 1000mm未満	1000～ 2000mm未満	2000mm以上	合計
193,789	12,562	3,933	1,240	0	211,524

出典：下水道台帳H28.3.31

3 本市の人口動向

(1) 本市の人口動向

本市の人口は、昭和61年（1986年）に37,055人とピークを迎えました。その後は、減少傾向が続き、平成22年（2010年）には32,067人となっています。

今後、日本の人口減少が急速に進むことが予想されているなかで、本市においても同様に、人口減少が予想されています。

また、年齢区分別の人口構成割合をみると、年少人口（0～14歳）の割合は、昭和55年（1980年）に人口の21.7%を占めていましたが、平成22年（2010年）には11.4%に減少しています。一方、老年人口（65歳以上）の割合は、昭和55年（1980年）には人口の12.3%でしたが、平成22年（2010年）には29.3%に増加しており、今後も少子高齢化が続いていくと推計されます。

アウトレットや企業誘致の効果を反映した人口ビジョンの推計では、平成57年（2045年）に24,445人となることが予想され、急速に人口減少が進む結果となっています。また、老年人口の割合も平成57年（2045年）に37.1%となります。

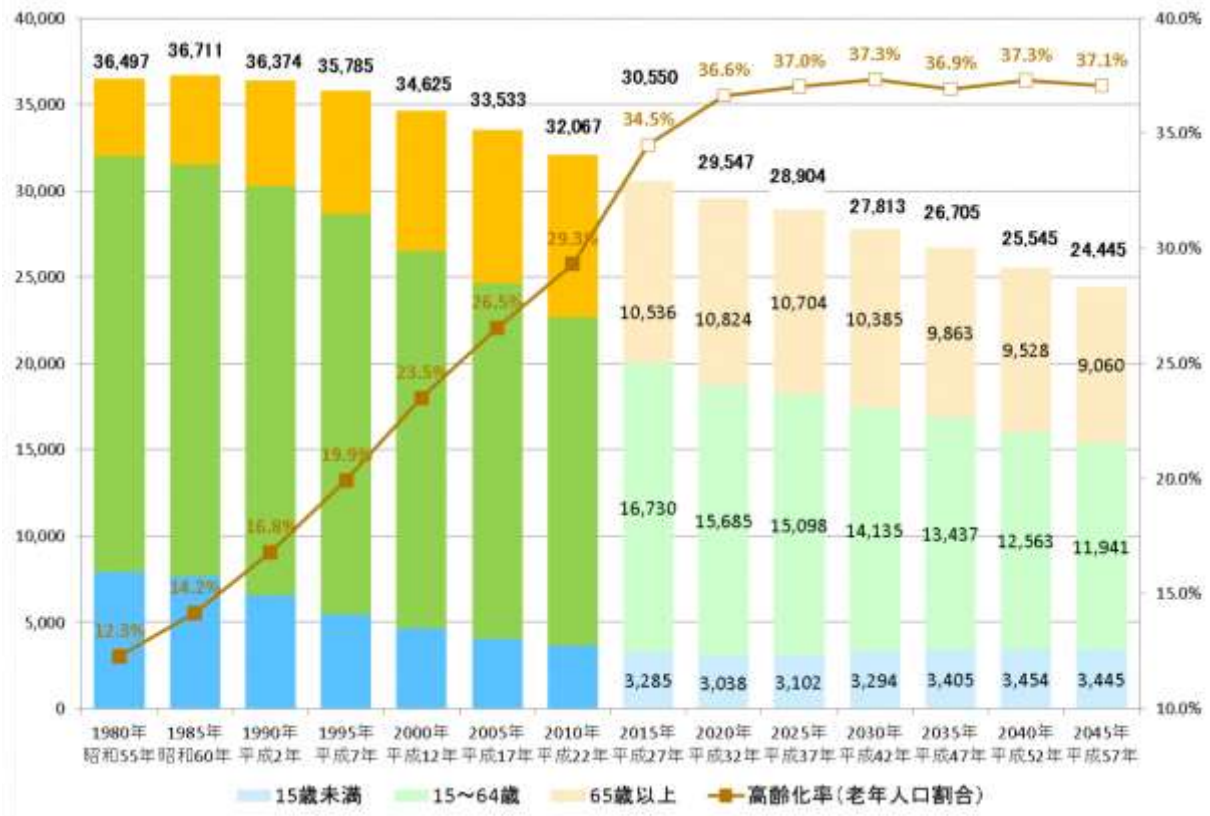


図 1-6 小矢部市の人口動向

資料：S55～H22「国勢調査」、H27～H57「小矢部市人口ビジョン(H27.10)」

※昭和55年（1980年）から平成22年（2010年）までは国勢調査によるものです。

※外国人の人口を含みます。

※平成27年（2015年）から平成57年（2045年）までは小矢部市人口ビジョン(H27.10)の独自推計3（アウトレットや企業誘致の効果反映型）の数値です。

4 財政の現況と課題

(1) 歳入

図 普通会計歳入の推移



図 1-7 普通会計歳入の推移

本市の平成27年度普通会計の歳入決算総額は149億円です。その内訳は、市税が42億円と最も多く、およそ3割を占め、次いで地方交付税が36億円、その他特定財源の22億円となっています。歳入の推移をみると、平成22年度まで増加傾向であり、その後減少しましたが、平成25年度には161億円に達しました。平成26年度に140億円代に減少し、平成27年度は149億円となりました。

市税は、平成20年度には45億円でしたが、それ以降はおよそ42億円で推移しています。地方交付税は、30億円台で推移しています。

市債は、平成25年度には、石動小学校改築工事、大谷小学校・東部小学校耐震補強工事等によりおよそ24億円となりましたが、その他の年度は12～13億円台で推移しています。

※普通会計は、一般会計と公共用地先行取得事業特別会計を統合したものの

(2) 歳出

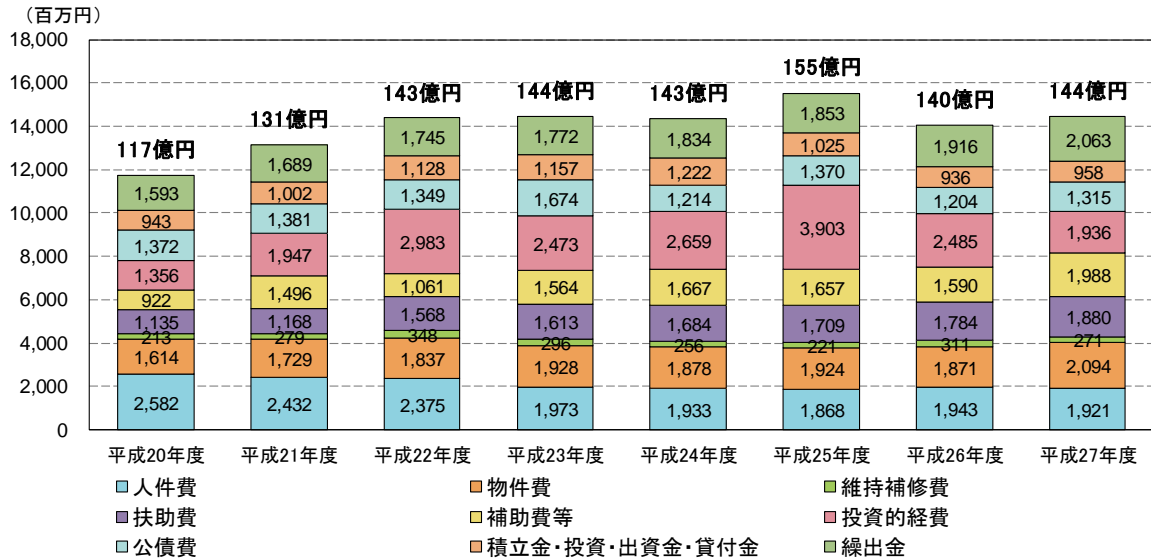


図 1-8 普通会計歳出の推移

本市の平成27年度普通会計の歳出決算総額は144億円です。その内訳は、物件費が20億円でもっとも多く、次いで繰出金が20億円、補助費、投資的経費等が19億円となっています。

歳出の推移をみると、義務的経費のうち人件費は人員削減等の行政改革により、平成25年度では18億円にまで減少して、その後は横ばいとなっています。その一方、扶助費は国の施策や景気の動向による医療費などの増大により、年々増加傾向にあります。投資的経費は、石動小学校改築工事、大谷小学校・東部小学校耐震補強工事等により平成25年度では39億円まで増加しましたが、その後は転じて減少し、平成27年度は19億円になりました。

5 将来の更新費用

(1) 将来の更新費用の試算の前提

本市が保有する普通会計の施設、公営企業会計の施設、インフラ資産について、今後30年間の施設の更新費用を推計しました。

① 普通会計

普通会計の施設について、推計の前提条件は以下のとおりです。

- ・ 建築から耐用年数の1/2の期間経過後に「大規模改修」を行います。
- ・ 建築から耐用年数の到来後に「建替」を行います。
- ・ 大規模改修の修繕期間は2年（耐用年数の1/2期間経過した年度とその翌年度）、建て替え期間は3年（耐用年数が到来した年度とその翌年度、翌々年度）とします。
- ・ 平成27年度（2015年度）時点で既に大規模改修および建て替えの時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため負担を分散軽減できるように、推計開始年度より耐用年数の20%相当期間に割り当てます。
- ・ 現在の面積に施設の大分類に応じた更新単価を乗じて算出します。

なお、更新単価は、一般財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」をもとに設定しています。

大分類名	建替単価 (万円/㎡)	大規模改修単価 (万円/㎡)
市民文化系施設	40	25
社会教育系施設	40	25
スポーツ・レクリエーション系施設	36	20
産業系施設	40	25
学校教育系施設	33	17
子育て支援施設	33	17
保健・福祉施設	36	20
医療施設	40	25
行政系施設	40	25
公営住宅	28	17
公園	33	17
供給処理施設	36	20
その他	36	20

② 公営企業会計

公営企業会計の施設、インフラ資産については、一般財団法人自治総合センター¹が行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づき、施設の更新費用を推計しました。

企業会計の施設について、推計の前提条件は以下のとおりです。

- ・ 建築から30年経過後に大規模改修、60年経過後に建て替えを行います。
- ・ 大規模改修の修繕期間は2年（30年経過した年度とその翌年度）、建て替え期間は3年（60年経過した年度とその翌年度、翌々年度）とします。
- ・ 平成27年度（2015年度）時点で既に大規模改修および建て替えの時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため負担を分散軽減できるように、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）の10年間に割り当てます。
- ・ 現在の面積に施設の大分類に応じた更新単価を乗じて算出します。

なお、更新単価は、一般財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」をもとに設定しています。

会計区分	大規模改修 (万円/㎡)	建て替え (万円/㎡)	大分類
上水道会計	20	36	供給処理施設
下水道会計	20	36	供給処理施設

③ インフラ（道路）

インフラ資産について、推計の前提条件は以下のとおりです。

道路は、以下の分類別面積に対し、それぞれの面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を算出します。

分類	更新年数	更新単価
国道	15年	4,700円/㎡
主要地方道	15年	4,700円/㎡
一般県道	15年	4,700円/㎡
1級市道	15年	4,700円/㎡
2級市道	15年	4,700円/㎡
その他の市道	15年	4,700円/㎡
自転車歩行者道	15年	2,700円/㎡

¹ 一般財団法人自治総合センターは、地方自治の振興及び住民福祉の増進に寄与することを目的として設立された一般財団法人

④ インフラ（橋梁）

橋梁は、総面積を更新年数で割った面積を1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を算出します。一般財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」をもとに、更新年数60年、更新単価448千円/㎡としました。平成27年度（2015年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため負担を分散軽減できるように、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間に割り当てます。

⑤ インフラ（上水道）

上水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を算出します。更新年数は40年としました。平成27年度（2014年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため負担を分散軽減できるように、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間に割り当てます。

管径区分	更新単価(千円/m)
導水管・300mm未満	100
〃 ・300～500mm未満	114
〃 ・500～1000mm未満	161
〃 ・1000～1500mm未満	345
〃 ・1500～2000mm未満	742
〃 ・2000mm以上	923
送水管・300mm未満	100
〃 ・300～500mm未満	114
〃 ・500～1000mm未満	161
〃 ・1000～1500mm未満	345
〃 ・1500～2000mm未満	742
〃 ・2000mm以上	923
配水管・50mm以下	97
〃 ・75mm以下	97
〃 ・100mm以下	97
〃 ・125mm以下	97
〃 ・150mm以下	97
〃 ・200mm以下	100
〃 ・250mm以下	103
〃 ・300mm以下	106
〃 ・350mm以下	111
〃 ・400mm以下	116

管径区分	更新単価(千円/m)
配水管 ・ 450mm以下	121
〃 ・ 500mm以下	128
〃 ・ 550mm以下	128
〃 ・ 600mm以下	142
〃 ・ 700mm以下	158
〃 ・ 800mm以下	178
〃 ・ 900mm以下	199
〃 ・ 1000mm以下	224
〃 ・ 1100mm以下	250
〃 ・ 1200mm以下	279
〃 ・ 1350mm以下	628
〃 ・ 1500mm以下	678
〃 ・ 1650mm以下	738
〃 ・ 1800mm以下	810
〃 ・ 2000mm以上	923

⑥ インフラ（下水道）

下水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種別年度別延長に、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を算出しました。更新年数は50年としました。平成27年度（2015年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため負担を分散軽減できるように、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間に割り当てます。

管種区分	更新単価(千円/m)
コンクリート管	124
陶管	124
塩ビ管	124
更生管	134
その他	124

(2) 公共施設の将来の更新費用

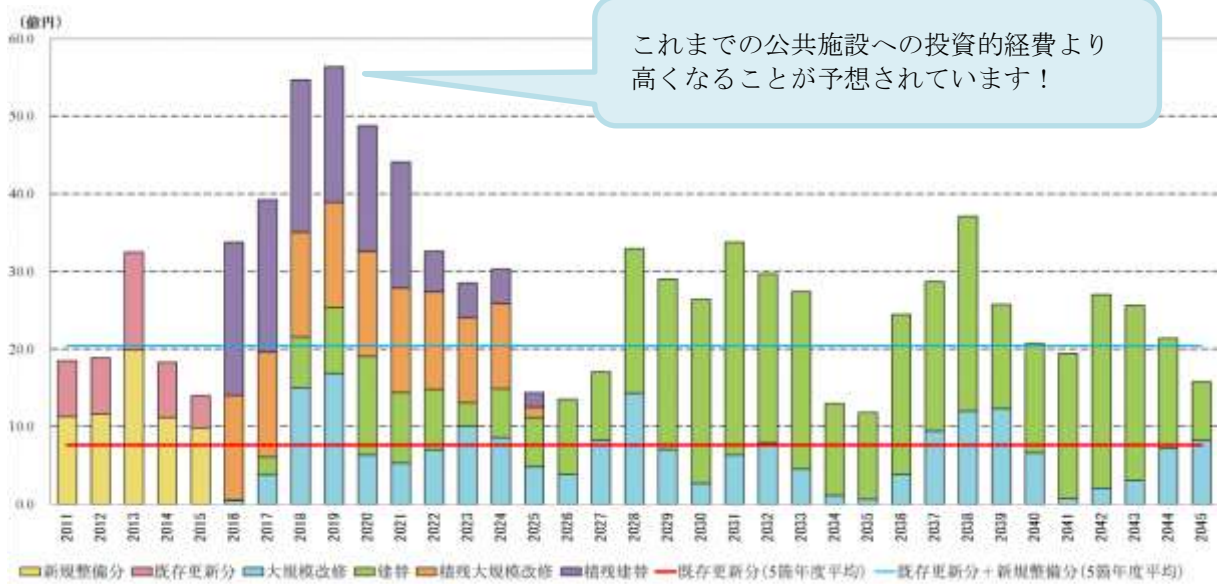


図 1-9 公共施設の更新費用試算（普通会計建物）

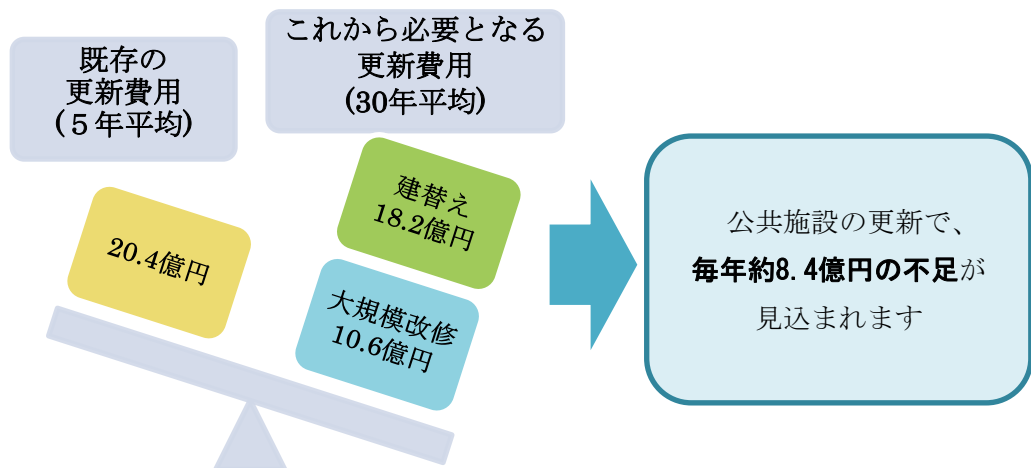


図 1-10 1年あたりの公共施設の更新費用試算

現在本市が保有する普通会計の施設を耐用年数経過時点（既に耐用年数を超過している施設は、開始年度から耐用年数の20%の期間で配分）に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合、今後30年間の更新費用の総額は863.5億円で、試算期間における平均費用は年間約28.8億円となります。過去5年間（平成23年度(2011年度)～27年度(2015年度)）の公共施設への投資的経費は、年平均20.4億円ですので、その投資的経費に比べて約1.4倍の費用が必要となる試算となります。

全ての期間において公共施設に関する建替更新や大規模改修のためのコストが不足する訳ではありませんが、耐用年数到達年度を超過している施設の更新に係る積残し分への投資を先送りするにしても、全ての施設を現状のまま維持・更新していくことは財政的に大変厳しい状況といえます。

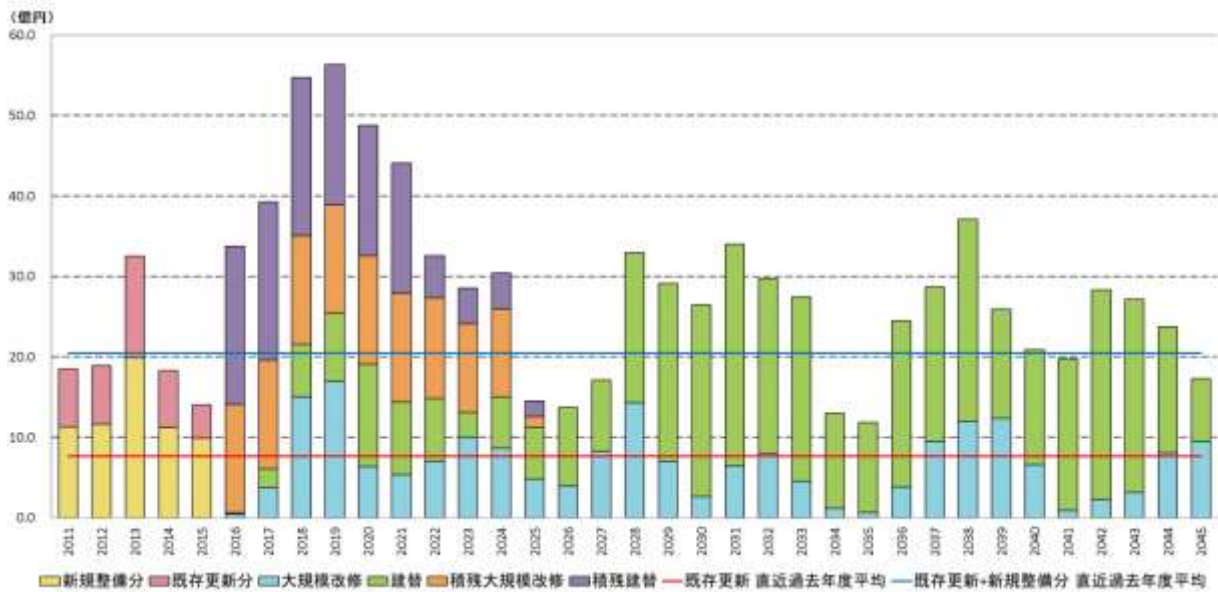


図 1-1-1 公共施設の更新費用試算(普通会計建物+その他施設)

現在本市が保有する普通会計の施設に、公営企業会計(上水道会計、下水道会計)の施設の建物更新費用を考慮に入れた場合、今後30年間の更新費用の総額は約871.6億円で、試算期間における平均費用は年間約29.0億円となります。これは、普通会計の施設のための更新を考えた場合の28.8億円と比べて0.2億円多くなります。

公営企業会計の更新費用は年間平均にすると、多くはないですが、延床面積の広い施設を更新する年度や更新時期が重複する年度は、1~2億円程度の費用が必要となっています。

(3) インフラ資産の将来の更新費用

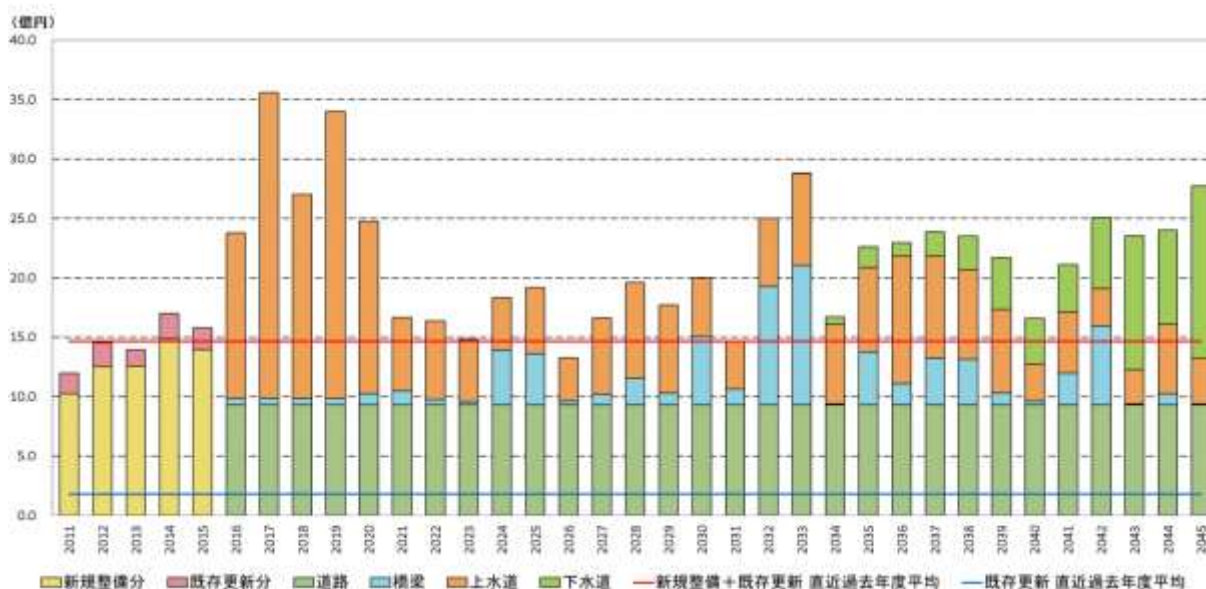


図 1-12 インフラ資産の更新費用試算

道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産についても、建物と同様、耐用年数の到来年度に更新していかなければなりません。

耐用年数経過時点（既に耐用年数を超えているものは、開始年度から耐用年数の20%の期間で配分）に、現在と同じ面積、延長などで更新したと仮定して試算した結果、今後30年間の更新費用の総額は655.5億円で、試算期間における平均費用は年間21.8億円となります。過去5年間（平成23年度(2011年度)～27年度(2015年度)）における投資的経費は、年平均約14.6億円ですので、現状の約1.5倍の費用が必要となる試算となります。

更新費用を年度別でも、全ての年度でこれまでの支出平均額を超過することとなるため、全てのインフラを維持・更新することを前提とすれば、これまで以上に投資的経費が必要となります。2016年から2020年まで上水道の更新費用が多くなり、2045年頃から下水道の更新費用が多くなるなど、コストは非常に多額になることが見込まれます。今後の投資についても、これら整備金額が集中する時期を考慮に入れながら検討していくことが必要です。

(4) 公共施設等の将来の更新費用

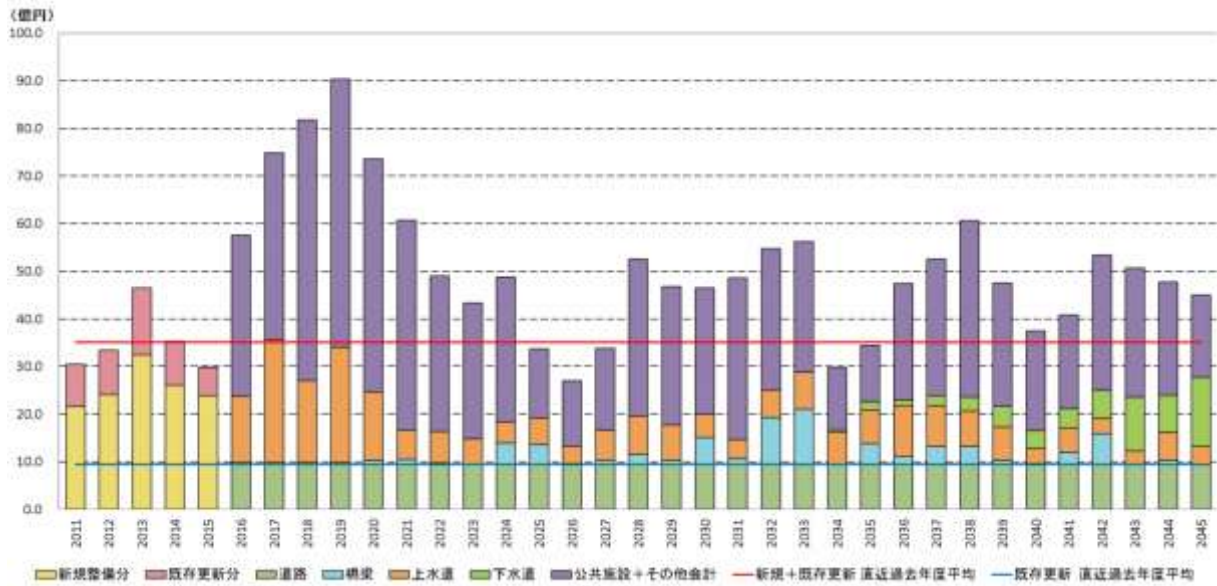


図 1-13 公共施設とインフラ資産の更新費用試算

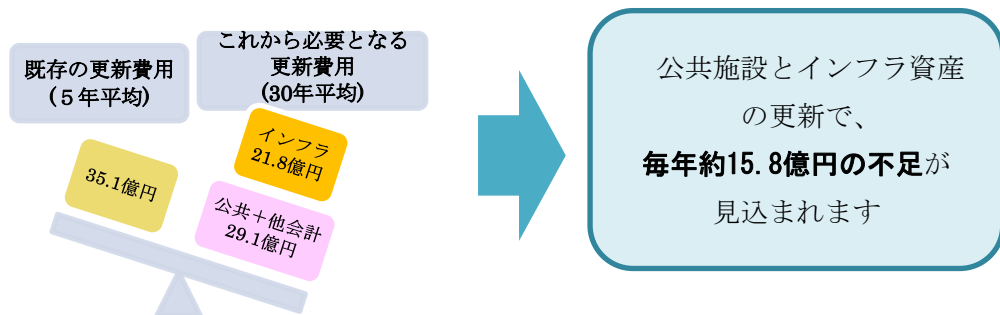


図 1-14 1年あたりの公共施設とインフラ資産の更新費用試算

現在本市が保有する公共施設(普通会計建物+その他施設)とインフラ資産の更新費用を加えた公共施設等の今後30年間の更新費用の総額は1,527.1億円で、試算期間における平均費用は年間約50.9億円となります。これは、公共施設(普通会計建物+その他施設)のみの更新を考えた場合の29.0億円と比べて約1.8倍となります。

過去5年間(平成23年度(2011年度)~27年度(2015年度))の公共施設等に必要となった投資的経費は、年平均35.1億円ですので、現状の約1.5倍の費用が必要となる試算となります。

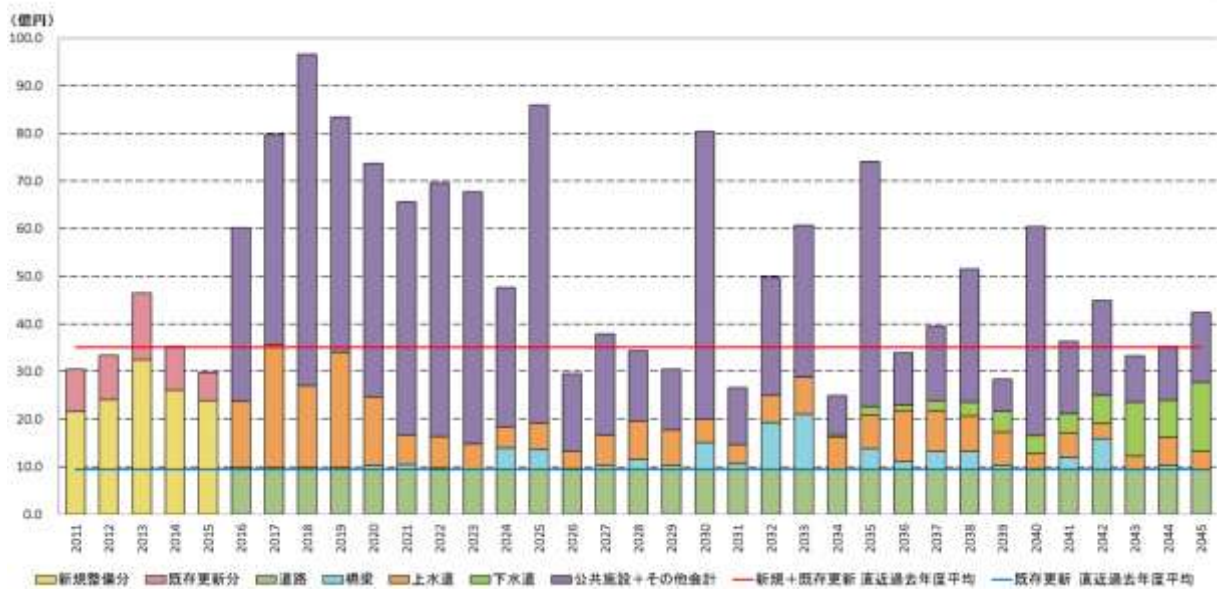


図 1-15 公共施設、インフラ(道路・橋梁)更新費用試算

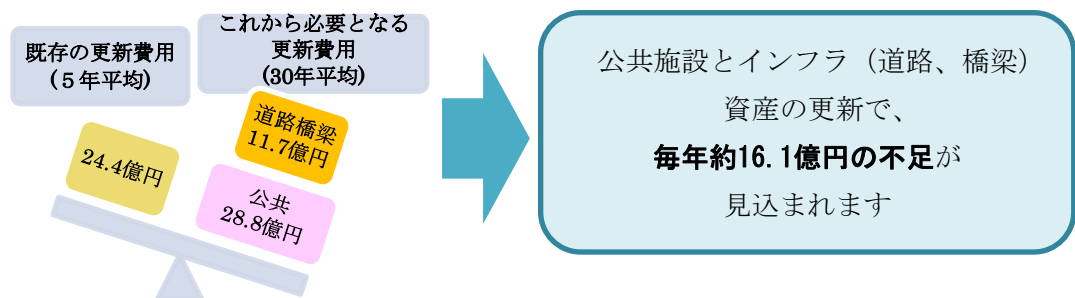


図 1-16 1年あたりの公共施設とインフラ(道路橋梁)資産の更新費用試算

公営企業会計は独立経営の考えにより試算から除外し、普通会計建物とインフラ（道路、橋梁）で更新費用試算を行うと、上のグラフのようになります。

今後30年間の更新費用の総額は約1,216億円(普通会計建物864億円、道路・橋梁352億円)で、試算期間における平均費用は年間約40.5億円となります。過去5年間(平成23年度(2011年度)～27年度(2015年度))の投資的経費は、年平均24.4億円ですので、その投資的経費に比べて約1.66倍の費用が必要となる試算となります。

また年間約40.5億円は、公共施設(普通会計建物)のみの更新を考えた場合の28.8億円と比べて約1.4倍となります。

6 歳入・歳出全体ベースでの財政推計

(1) 歳入・歳出の推計

公共施設等総合管理計画の策定にあたり、公共施設等以外も含めた将来の歳入・歳出に関する財政推計を行いました。

なお、この財政推計は、公共施設等総合管理計画の策定のために、今後の人口推計や扶助費の推移などから試算した将来の歳入・歳出に、将来の公共施設等の更新を全て実施した場合に生じる歳入・歳出を加えた試算となっています。実際の市政運営にあたっては、更新を行う公共施設等の検討や更新時期の見直しにより、以下の財政推計とは異なる結果となります。

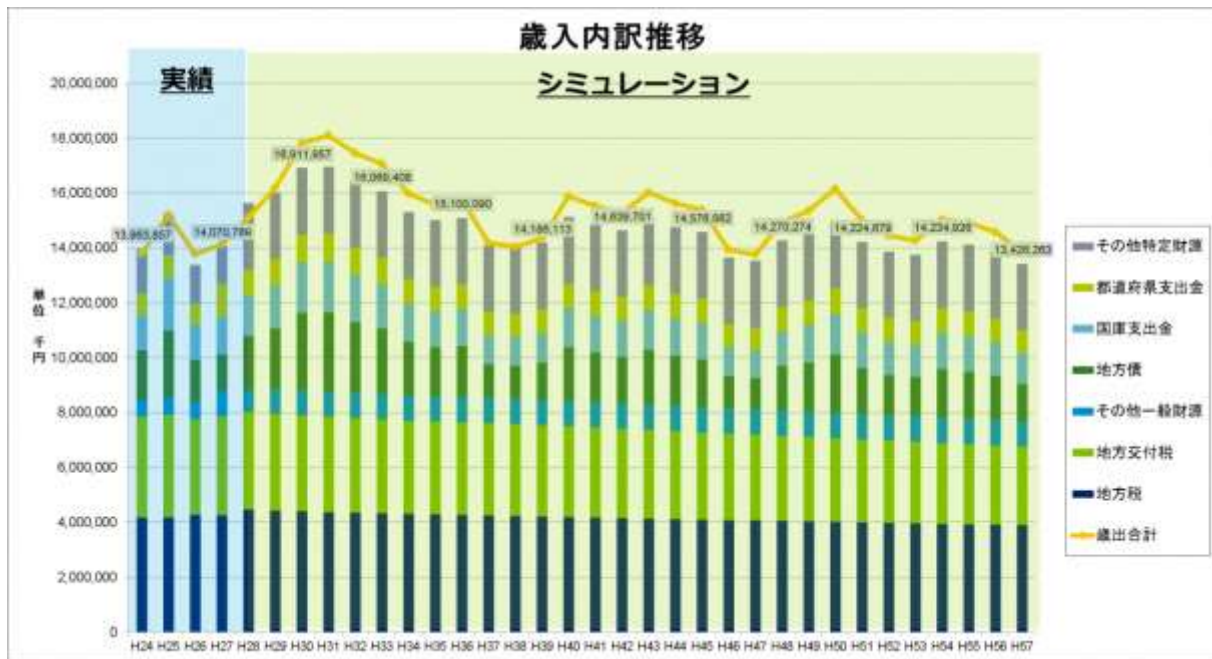


図 1-17 歳入内訳推移

歳入については、今後は人口減少やそれに伴う交付税の減額などにより、歳入は減少していくことが見込まれます。

前提条件

経費に充当可能な財源の見込みを検討するためには、公共施設等の更新等費用だけでなく、税収の減少などを含めた全市の観点から財政状況を検討することが重要だと考え、以下のような主な前提を置き、歳入・歳出全体ベースでの財政推計を行いました。

〈歳入の主な前提〉

- ・平成24年度から平成27年度の決算額を基礎とする
- ・個人市民税は生産年齢人口の減少に伴い減少させる
- ・地方消費税交付金は消費税改正の影響を見込む
- ・国庫支出金・県支出金は歳出のシミュレーションにおける投資と連動させる

〈歳出の主な前提〉

- ・平成24年度から平成27年度の決算額を基礎とする
- ・扶助費は対応する年代別にそれぞれの年代の人口増減に対応して増減を見込む
- ・公債費は歳入のシミュレーションで増加した市債についても反映させる

グラフの推移について

現時点の平成27年度と30年後の平成57年度との比較では、積立金・投資・出資貸付金等、投資的経費がそれぞれ78百万円、810百万円増加することなどから、歳出合計は506百万円増の14,937百万円となります。これに対し、同期間において、地方交付税、地方税がそれぞれ760百万円、355百万円減少することなどから歳入合計は877百万円減少します。この結果、施設等関連費用に利用可能な金額も平成27年度2,049百万円から平成57年度1,063百万円と半減する見込みです。

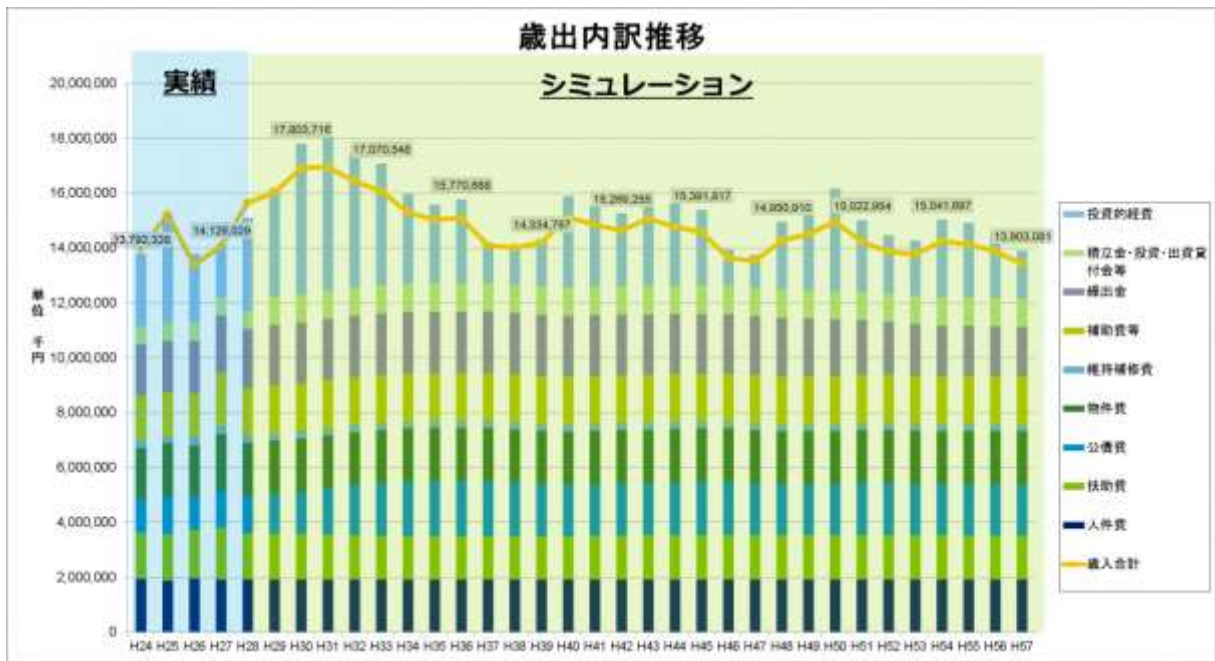


図 1-18 歳出内訳推移

現状の公共施設等を全て更新する場合、歳出については、今後5箇年に見込まれる更新投資を除き現在の水準に比べ低い水準となることは見込まれるものの公共施設等の更新費用や扶助費の増加などの影響もあり、歳入と比較すると歳出は減少しない見通しです。

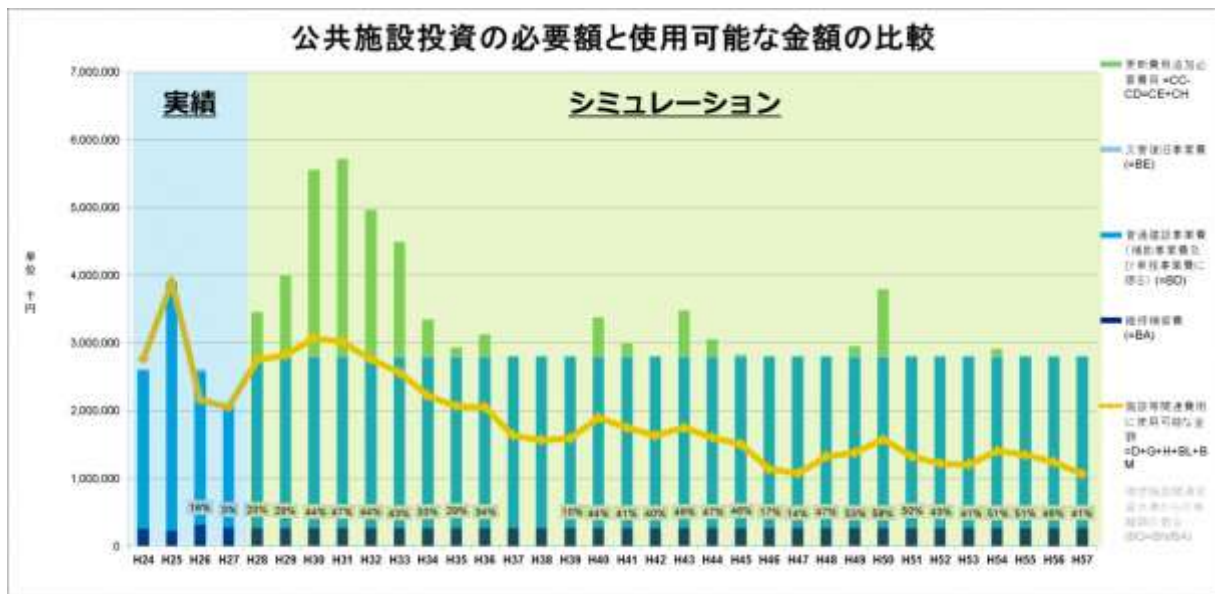


図 1-19 公共施設投資の必要額と使用可能な金額の比較

現状の公共施設等を全て更新する場合、公共施設投資の必要額と使用可能な財源額を比較すると、全体としては公共施設投資の必要額と比較して使用可能な財源額が不足している状況であることが分かります。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間について

計画期間は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、長期の期間とすることとする必要があるため、以下のとおり期間を設定しました。

(計画期間)

平成28年度（2016年度）から平成57年度（2045年度）（30年間）

また、長期的な方針のもとに、中期的な観点での取組が重要であることから、中期目標期間を設定します。

(中期目標期間)

平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）（10年間）

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、公会計管理台帳などとあわせて財産管理を所管する部署で一元的に管理する体制とします。公共施設の利用状況などは、各施設所管課により適時に情報収集を行い、公共施設の現状をいつでも把握できる状態とします。

公共施設等に関する基本計画として位置づけられる公共施設等総合管理計画に沿って、より具体的な個別施設計画を策定するにあたっては、全庁的な体制での検討を行っていきます。

3 現状や課題に関する基本認識

(1) 人口減少および少子高齢化による公共施設に対する市民ニーズの変化

小矢部市の人口は、昭和61年に37,055人を記録して以降、減少が続き、平成22年時点では32,067人まで減少しています。今後もこの傾向は継続することが考えられ、アウトレットや企業誘致の効果を反映した小矢部市人口ビジョンでは平成57年には24,445人と推計されています。

これと同時に、年少人口、生産年齢人口の減少および老年人口の増加により、一層の少子高齢化が見込まれます。

これらに伴う世代構成の変化により、子育て支援施設や学校教育系施設では余剰が発生し、高齢者を対象とした保健・福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。また、市外への人口流出のみならず、市内でも地区ごとに人口の移動がおり、地区によって年齢構成等の変化も見込まれます。このような状況変化に合わせた、施設規模の見直し、既存公共施設の活用や整備を通じ、市民ニーズに適切に対応する必要があります。

(2) 公共施設の老朽化

本市の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和50年代半ばから学校教育系施設や産業系施設が集中的に整備され、その多くが今後20年の間に耐用年数を迎えることとなり、老朽化の問題に直面しています。昭和56年度以前に整備されたものは延床面積で約36.8%にのぼり、耐震補強工事はほぼ完了しましたが、建築後30数年を経て、施設利用者のニーズに対応できない公共施設や老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることが分かります。老朽化施設については、必要性の精査も行ったうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設の更新時期の集中およびその他施設やインフラ資産の更新

現在本市が保有する普通会計の施設を、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合、今後30年間の更新費用の総額は約863.5億円で、試算期間における平均費用は年間28.8億円となります。

過去5年間（平成23年度(2011年度)～27年度(2015年度)）における既存の公共施設の更新にかけてきた金額は年平均20.4億円であり、過去5年間の既存更新分の年平均額と、これからかかる年更新費用試算額を比べた場合、今後30年間でこれまでの1.4倍程度の支出が必要となります。加えて、普通会計建物以外のその他施設やインフラ資産についても更新が必要となるため、それらを加味した上で、整備金額が集中する“負担の山”を考慮に入れながら検討していくことが必要です。

(4) 公共施設の重複および分散配置

本市は、昭和37年に旧石動町と旧砺中町が合併して成立して以来、半世紀以上に亘り合併を経験していません。このため、平成の大合併を経験した団体ほど機能が重複している施設は有しません。しかし、今後の人口減少を見据え、より厳しい視点から機能の重複や地理的な集中度を検討し、重複の解消や分散配置などを考えていく必要があります。

これらを踏まえ、公共施設の重複や分散配置を課題として認識し、今後の検討を行っていくことが必要です。

(5) 公共施設にかけられる財源の限界

本市においては、生産年齢人口の減少等に伴って市税収入の減少が見込まれ、扶助費等の歳出は増加することが見込まれます。整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となります。さらに、大規模修繕なども必要となります。

このように、公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・現状行っている定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ・点検・診断等の実施結果を蓄積することで、点検・診断等の状況を全庁的に適時に把握していきます。
- ・施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ・地域に対する公共施設の譲渡や地区団体への指定管理委託を進めるなど、市民主体の維持管理を進めていきます。
- ・維持管理を行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しを行っていきます。
- ・維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画を立てるのに役立てます。
- ・今後も維持していく公共施設については、中長期的修繕計画を策定することを検討します。
- ・管理運営にあたっては、PPP²/PFI³の積極的な活用を推進します。
- ・市民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更をしやすい施設設計を行うなどの工夫をしていきます。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

(3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の市民が利用する施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早期の供用廃止措置をとっていきます。

(4) 耐震化の実施方針

- ・耐震化が完了していない建物は、早急に対応を検討していきます。
- ・道路、橋梁、上下水道をはじめとするインフラについても耐震化の検討を進めていきます。

² Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

³ Public Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう

(5) 長寿命化の実施方針

- ・それぞれの公共施設の耐用年数到来年度を把握し、計画的な改修・修繕により、少しでも長く公共施設を利活用していけるようにしていきます。
- ・個別施設の長寿命化計画の策定を進めていきます。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・改修・更新等を行う際には、誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるよう、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン⁴に配慮した施設整備を行います。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・公共施設等の将来の更新費用の試算結果として、そのための財源が明らかに不足していることが明確であり、可能な限りの公共施設の縮減を進めていくことが必要です。
- ・統合や廃止による総量縮減の目標は、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針や県内他市の平均的な公共施設の保有量との比較の観点から、**20%以上**に設定します。
- ・公共施設の見直しにあたっては、既存の公共施設の状態に囚われず、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。
- ・当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に検討していきます。
- ・少子高齢化や人口減少などの人口動態の変化に対応した公共施設の再編を進めます。
- ・地区ごとの人口動態や市民ニーズを踏まえた再編を進めます。
- ・機能が重複した施設がないかより厳しい視点で検討し、公共施設の類型ごとに必要な公共施設の総量を見直し、機能の重複を解消していきます。
- ・公共施設の多機能集約化（1つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善を図る）の取り組みを進めていきます。
- ・統合により用途廃止となる施設については、解体処分を基本としますが、地域への譲渡や民間への売却等も含めた利活用についても検討します。
- ・近隣市との広域連携を一層進めていき、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討していきます。
- ・インフラについても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量に抑えます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。
- ・職員一人ひとりが、経営的視点を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等を実施していきます。
- ・本市では、これまでも、民間活力の活用を意図した指定管理者制度の積極的な導入を進めてきましたが、各々の施設について検証を行い、効率的な管理と市民サービスの向上のために、最もふさわしい管理体制を検討していきます。

⁴ 年齢、性別、身体状況、文化、国籍など、人々が持つ様々な個性や違いにかかわらず、誰もが利用しやすい、暮らしやすい社会となるよう、建物、もの、サービス等を提供しようとする考え方をいう。

<縮減率の検討に関する参考データ 1>

縮減率の検討の参考として、「第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し」「4. 財政の現況と課題」「(6) 歳入・歳出全体ベースでの財政推計」及び公共施設白書で把握された公共施設に関する維持管理費・事業運営費に基づき、財政が均衡する縮減率を試算しました。

公共施設等の更新に必要な金額は、公共施設等の縮減に比例して減少すると仮定しています。公共施設等の更新に充当可能な財源は、公共施設等の縮減により維持管理費・事業運営費が比例して減少することで増加すると仮定しています。

試算の結果として、財政が均衡すると試算される縮減率は30.58%となっていますが、その達成はたいへん困難と考えられます。

財政シミュレーションから、公共施設にかかる経費の推計

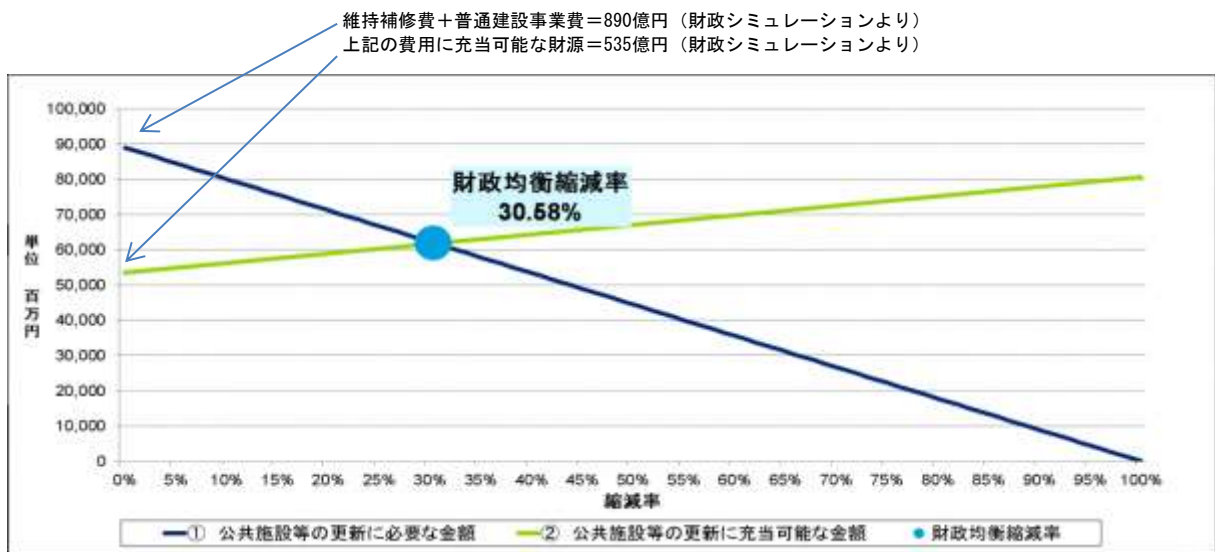


図 2-1 財政均衡縮減率

<縮減率の検討に関する参考データ 2>

前述の前提条件に基づき、耐用年数を1.2倍以上延長することなどによる試算の結果として、財政が均衡すると試算される縮減率は20.98%となります。

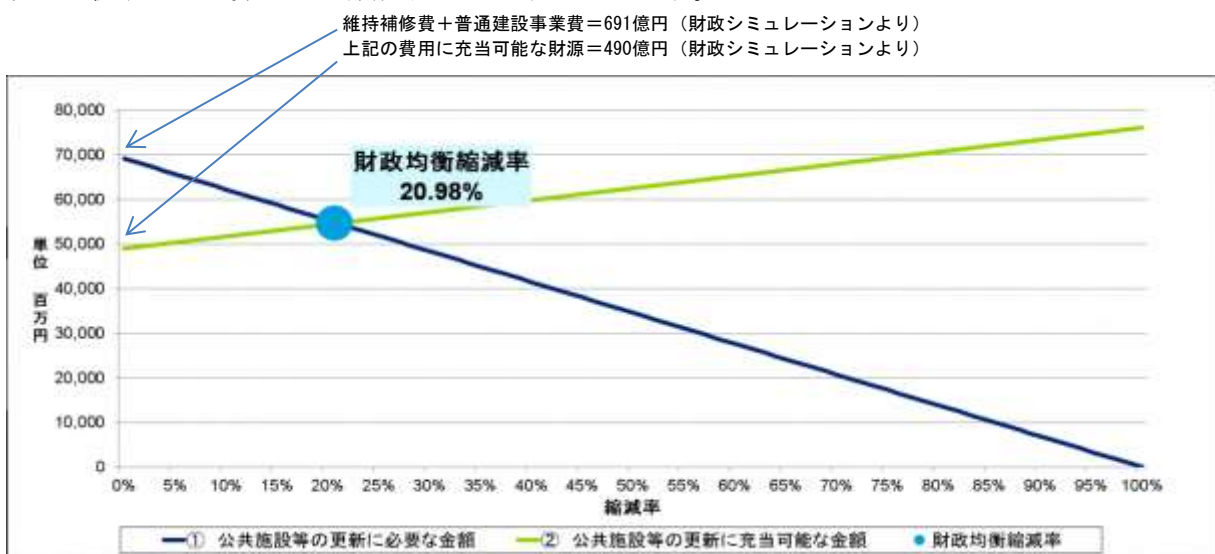


図 2-2 財政均衡縮減率

<縮減率の目標>

そのことから、長寿命化の実施方針を踏まえた取組やこれまでの施設改修の実態を踏まえて、耐用年数を1.2倍以上延長することや施設類型ごとの管理に関する方針及び他市の平均的な公共施設の保有量との比較の観点から、計画期間（30年間）における統合や廃止による総量の縮減の目標を、20%以上に設定します。

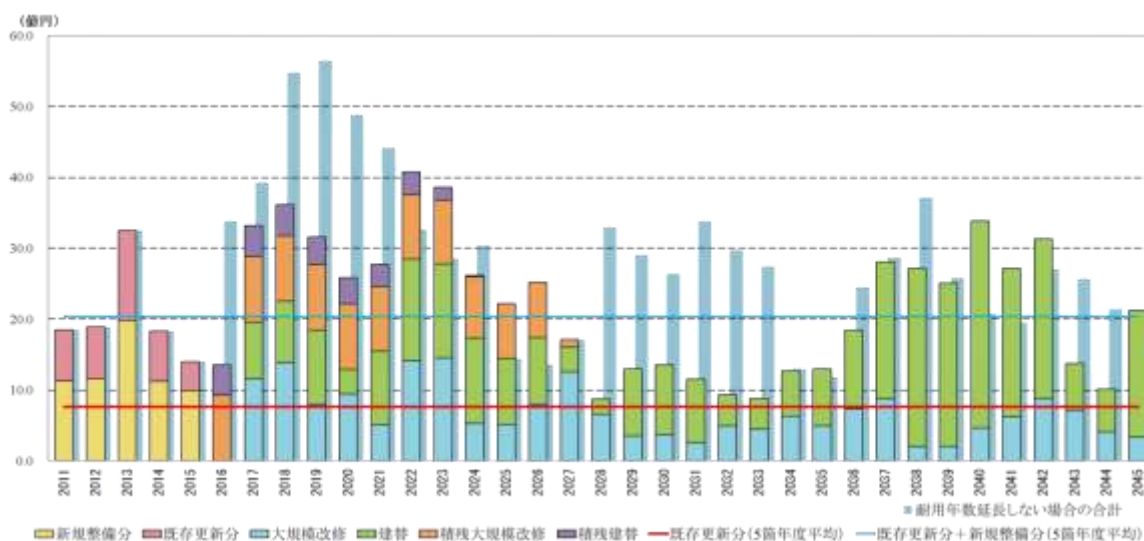
総量縮減の目標率 20%以上

<長寿命化・総量縮減による効果>

■耐用年数を1.2倍にすることによる縮減効果①

公共施設の更新費の算定にあたっては、財務省令に規定する耐用年数をもとに積算していますが、長寿命化の実施方針を踏まえた取組やこれまでの施設改修の実態を踏まえて、耐用年数を1.2倍以上延長することとします。

これにより、向こう30年間の更新費用は、約864億円から約665億円となり、約199億円の縮減を目指します。



■公共施設の保有量の縮減効果②

公共施設総面積の縮減率を20%と設定すると、公共施設の更新に必要な金額は、約665億円なので、その20%の約133億円が縮減されることになります。



■公共施設の保有量の縮減効果③

更に、現在保有している公共施設の運営に係るコストは約542億円（公共施設白書より）であり、20%の縮減により約108億円の縮減につながることから、この縮減額も更新費用の不足額に充当することが可能となります。



■縮減効果の合計（①+②+③）

前述の縮減効果の合計は、約440億円となります。

(長寿命化の効果) + (保有量の縮減効果) + (運営コストの縮減効果)

約199億円 + 約133億円 + 約108億円 = 約440億円

【更新費の縮減 約326億円】

【更新費充当可能額】

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

I 公共施設等

1 集会施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

公民館は、市内に15箇所配置し、市民活動の拠点として位置づけられている施設です。

石動コミュニティセンター・総合会館（市民会館）・勤労青少年ホーム・市民活動サポートセンターは、耐用年数がほぼ到来しており、安全管理の面からも早急にあり方を検討する必要があります。利用者数とフルコスト※の関係では、石動コミュニティセンターが、集会施設の中では利用者数に比してフルコストが高くなっています。

今後の更新にあたっては、利用者数を適切に踏まえた規模とすることなどを検討する必要があります。また、市民活動の拠点とする観点からは、他の施設が有している機能を集約することが必要であるとともに、各地区における集会機能の精査も必要となっています。

※フルコストとは、施設全体に要する維持管理費、事業運営費、指定管理料、市負担分の人件費及び減価償却費の合計

(2) 管理に関する基本的な考え方

集会施設は、各地区における市民活動の拠点として位置づけ、必要な集会機能を確保していきます。地区別に必要な集会機能については、利用者数や地区の実情などを考慮して見直しを行っていきます。

公民館は、各地区における市民活動の拠点であり、集会施設としての機能を果たしていることから、今後とも、その機能を確保していきます。

また、施設の維持管理にあたっては、耐用年数までは耐久性及び安全性の観点から計画的な修繕等を実施していくとともに、耐用年数が到来した施設については、他の施設タイプの集会機能を含む集約化や他の機能との複合化を目指します。

石動コミュニティセンター及び勤労青少年ホームについては、総合会館（市民会館）と近接した立地を始め、機能の重複、耐震補強が未実施であることなどを総合的に勘案し、再編統合・集約化の方向が「公共施設の在り方検討に関する報告書」（平成25年11月）において示されています。これを受けて、小矢部市社会教育施設整理統合計画検討会等で広く市民及び関係者の意見を聴取したところであり、その内容を踏まえて整備内容の検討を行い、集約化を進めていきます。

また、市民活動サポートセンターについても新施設への機能の集約・複合化を進めます。

なお、新施設の整備に併せ、指定管理者制度の導入など管理方法なども検討していきます。

2 文化施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

文化センターは、市内に1箇所配置し、クロスランドおやべを1994年（平成6年）に整備しています。年間利用者数は299千人であり、指定管理者制度を導入しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

文化センターについては、現指定管理者との連携のもと、より民間活力をいかした運営手法を検討していきます。

また、距離的に近くかつ機能の類似するクロスランドおやべ、農村環境改善センター、総合保健福祉センターの機能集約をはじめとした再編を目指します。

なお、クロスランドおやべについては、築後30年を目途に必要とされる大規模改修に係る更新費と今後の維持管理費の縮減を図るため、2つのホールやタワー、博覧館の主要施設や、クラブハウス、オアシスハウス等の周辺施設など、全ての機能の集約、縮小及び廃止について検討します。タワーについては、民間移管等を視野に入れ、今後の利活用について検討します。

3 図書館

(1) 現状や課題に関する基本認識

図書館は、市内に2箇所配置しています。そのうち市民図書館（総合会館）は1973年度（昭和48年度）に建築したものであり、耐用年数がほぼ到来し、今後のあり方の検討をする必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

市民図書館については、新たに、石動駅と一体的に整備することとしています。また、おとぎの館（児童向け図書館）については、新図書館整備に併せた機能集約化を図ることとし、図書コーナーを有する児童福祉施設へと機能を転換します。

4 博物館等

(1) 現状や課題に関する基本認識

博物館等は、市内に5箇所配置（大谷博物館、ふるさと歴史館、桜町JOMONパーク、出土木製品管理センター、アートハウスおやべ）しています。桜町JOMONパーク内の展示室については、耐用年数がほぼ到来しています。安全管理の面からも今後のあり方を検討する必要があります。

今後とも博物館等の貴重な収蔵物を管理し、展示公開することは重要であり、利用者増を図るなど運営上の創意工夫が求められます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

博物館等は、本市として相応のコスト負担が生じている状況を踏まえ、管理体制を見直します。

ふるさと歴史館については、本来の埋蔵文化財センターの機能とともに、市内遺跡からの出土品の展示・保管施設であることから現状を維持することとします。また、出土木製品管理センター及び桜町JOMONパーク展示室については、建物の老朽化にあわせて、収蔵品の保管や展示などの機能等を統廃合によって生じた空き施設へ集約することなどを検討します。

アートハウスおやべについては、今後とも美術活動拠点施設として運営していきます。

5 スポーツ施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

スポーツ施設は、市内に14施設を配置しています。

市民体育館は、耐用年数が到来していることから、早急に耐震化を図る必要があります。

体育館以外のスポーツ施設については、プール、陸上競技場、野球場、ホッケー場、庭球場、その他スポーツ施設として8施設あり、野球やホッケーなど専門性の高いスポーツの活動拠点となっている施設もあります。専門的な施設については、近隣自治体を含めた広域的な視野で、施設の保有量を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

体育館やプールなど多くの市民が利用される施設については、利用状況などを考慮して今後の更新を検討していきます。特に、著しく利用者数の少ない施設や利用者に偏りがある施設、利用者数とコストのバランスがとれていない施設等は、使用料を含め優先的に見直しを進めていきます。

広域利用が可能な施設については、本市だけではなく周辺市町村との共同利用などを通じて、広域的な観点での配置の適正化を検討していきます。

なお、小矢部運動公園内の施設（陸上競技場、野球場、庭球場）については、長寿命化計画を策定しており、その計画に基づき改修整備を行ってきていますが、中でも陸上競技場は、砺波地域で唯一の第2種公認施設であり、市外からの利用者も多い状況です。しかしながら、第2種公認資格を継続的に維持していくためには、資格要件を具備するため施設整備や改修など更新経費が定期的に必要となることから、今後、第2種公認施設としてのあり方も検討します。

市民プールについては、市内に民間施設の屋内プールもあり競合関係にあるものの、一部小学校の学校プールとしての位置づけもあり、今後とも存続すべき施設ですが、更新に併せ、縮小を目指します。

市民体育館については、耐震化工事に合わせて施設の大規模改修を行い、利用者の利便性の向上を図るなど機能を充実していきます。

体育館（地区体育館）については、公民館など地区の拠点施設に隣接して設置され、地区住民に広く利用されているほか、避難所としての重要な機能も有することから、今後とも、その機能を確保していきます。

屋内スポーツセンター及び武道館については、他のスポーツ施設にない機能を有していることから、当面、その機能を確保していきます。

6 レクリエーション・観光施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

レクリエーション・観光施設は、市内に6施設配置（サイクリングターミナル、千羽平野外活動センター、岩尾滝くつろぎ交流館、久利須野外緑地広場、倶利伽羅源平の郷 埴生口、道の駅）しています。

また、レクリエーション・観光施設のうち5施設が指定管理者制度を導入しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

レクリエーション・観光施設は、市としての観光戦略などを踏まえ、より有効な配置を検討していきます。また、PPP/PFI導入の可能性や民間譲渡なども検討し、民間や地域を巻き込んだ本市の活性化を実現する観点から施設のあり方を見直していきます。

サイクリングターミナルについては、民間譲渡の方向が示された「公共施設の在り方検討に関する報告書」の趣旨を踏まえ、一体的に管理されている千羽平野外活動センターを含め、民間等への売却を目指します。

岩尾滝くつろぎ交流館については、地域コミュニティの活性化を図る施設として、現在は地区のNPO法人に施設の管理運営を委託していることから、そのNPO法人や地区振興会に対して、指定管理者への移行を目指します。

道の駅については、アウトレットモール開業以降、入込客数も増加傾向にあることから、その存在意義も益々高まってきています。今後とも、来場者を市内へ誘導するための導入施設との位置づけのもと、その機能を充実していきます。

久利須野外緑地広場については、主にキャンプ場利用であり、利用者数は減少傾向にあります。広場にイノシシ被害も見受けられるようになり、施設の荒廃や老朽化が顕著であることから、今後、地域との合意形成を図りながら、存続のあり方や廃止も含めて検討します。

倶利伽羅源平の郷埴生口については、その役割を十分に発揮することにより利用者の増加を目指します。

7 産業系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

産業系施設は、市内に5箇所配置（商業インキュベータ、農村環境改善センター、稲葉山牧野、稲葉山ふれあい動物広場、森林総合管理センター）しています。

稲葉山牧野の一部の施設については、耐用年数が到来しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

その他産業系施設（商業インキュベータ、農村環境改善センター）については、市内産業のインフラとしての機能を果たしているものもあるため、市内の産業などの動向も鑑み、あり方を検討していきます。

なお、稲葉山牧野については、稲葉山中長期ビジョン計画において示した方向性の実現に向けて、施設の再配置に取り組むとともに、指定管理者制度への移行も視野に入れながら経営の安定化を目指します。

8 学校

(1) 現状や課題に関する基本認識

小学校は、市内に5箇所配置しています。全ての小学校は耐震補強工事を実施済みです。大谷小学校と東部小学校は、大規模改修工事を実施しました。

中学校は、4箇所配置しており、全て耐震基準を満たしています。

約15年から20年後には、多くの小学校、中学校で耐用年数が到来することが見込まれており、今後の方針を検討していく必要があります。

また、統廃合については、「小矢部市小中学校統廃合審議会」からの答申（平成18年8月29日）により、当面の望ましい小学校数は3ないし4校、中学校数は2ないし3校との答申を得てはいるものの、岩尾滝小学校のみの統合にとどまっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

今後の統廃合については、児童生徒数の減少推計及び小中学校統廃合審議会答申を踏まえ、児童生徒数・クラス数・教員数等の変化が学習や部活動等の教育面に及ぼす影響とその対応策、通学バスと部活動時間との関係、統合に伴う校舎整備費とその財源、現校舎解体費、長寿命化改修費の試算、防災上の役割、地域活動との関係など多角的な視点からの調査を行い、望ましい統合のあり方について、学校現場・保護者及び地域意見の集約のもと、小学校については3～4校への統合、中学校は1校への統合を含めた検討を進めます。併せて、少人数学級の早期実現に向けた取り組みを進めます。

9 その他教育施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

その他教育施設は、市内に2箇所配置（教育センター、学校給食センター）しています。学校給食センターは、耐用年数が到来しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

教育センターについては、旧岩尾滝小学校に設置しており、その施設規模が過大となっていることから、他の施設への機能移転や他の施設との集約化を検討します。また、用途廃止後の旧岩尾滝小学校については、解体処分を基本としますが、地域への譲渡や民間への売却等も含めた利活用についても検討します。

学校給食センターについては、昭和52年に開設され、老朽化が著しいことから、児童数の減少に伴う施設能力・規模の縮小を目指します。また、施設の更新にあたっては、「PPP/PFI」の導入を検討します。

10 幼保・こども園

(1) 現状や課題に関する基本認識

幼保・こども園は、市内に幼稚園1箇所、保育所9箇所、こども園1箇所配置しています。

石動幼稚園（昭和52年）と石動きらりこども園（昭和47年）をはじめ全ての施設が、計画期間内に耐用年数が到来します。

(2) 管理に関する基本的な考え方

保育所、幼稚園については、「小矢部市立幼稚園及び保育所統廃合・民営化等推進委員会の最終答申」及びその「取り扱い」を踏まえ、大谷学校区並びに蟹谷学校区の保育所の統合を進めるとともに、統合後の保育所は幼保連携型認定こども園とします。

石動幼稚園は、幼保連携型認定こども園に機能を移し、閉園します。

大谷学校区及び蟹谷学校区以外のこども園、保育所は、児童数の推移、建物の老朽度等を考慮し、今後のあり方を検討します。

なお、統合により用途廃止となる施設については、解体処分を基本としますが、地域への譲渡や民間への売却等も含めた利活用を図ります。

1 1 幼児・児童施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

幼児・児童施設は、独立した建物として市内に2箇所（石動放課後児童クラブ、おおたに放課後児童クラブ）配置しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

将来的には、各地区の中核施設である学校との機能の複合化の検討を通じて、単館として保有し続けることの必要性について検討します。

現在、小学校区ごとに配置されている放課後児童クラブについては、小学校に隣接している状況や需要の推移を見極めつつ、小学校の空き教室利用の継続と拡大を進めるとともに、小学校区にこだわらない集約化や他機能施設との複合化を目指します。

1 2 高齢福祉施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

高齢福祉施設は、市内に3箇所配置（老人生きがいセンター、つざわランド、あらかわサロン）しています。

また、利用者数とフルコストの関係では、老人生きがいセンターは、シルバー人材センター事務所の設置などから、利用者数に比してフルコストが高くなっており、コスト面での運営方法等の見直しが必要なことも考えられます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

高齢福祉施設は、高齢化の進展に伴い、介護予防の視点から需要の増加が見込まれますが、民間事業者の動向を見据え、行政として維持することの必要性を検討していきます。

また、高齢者福祉施設の利用の拡大を図るため、機能の拡充を検討します。

1 3 その他福祉施設等

(1) 現状や課題に関する基本認識

その他福祉施設は、市内に1箇所配置（総合保健福祉センター）しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

市民の健康維持・増進のため、適切な維持・管理に努めます。

総合保健福祉センターについては、子ども家庭支援センターの機能の移転・集約化を進めます。

また、デイサービスセンターは、介護サービス事業者の状況、ふれあいセンター（入浴施設）は、利用者の動向を注視しながら、その用途の変更について検討を行います。

1 4 庁舎等

(1) 現状や課題に関する基本認識

庁舎等は、市内に3箇所（本庁舎、総合保健福祉センター、津沢コミュニティプラザ）配置しています。本庁舎は、昭和39年に建築し、耐用年数が到来しています。耐震補強は、未実施の状況です。また、総合保健福祉センターは、事務量の増加により事務室が手狭となっている状況にあります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

本庁舎については、築後50年以上を経過し老朽化が進むとともに、耐震基準を満たしていないことから、現建物の耐震改修をはじめ、同敷地での新築、別敷地での新築などを基本に方向性を決定し、整備を目指します。

また、総合保健福祉センターについては、福祉施設部分の機能移転・用途変更等の検討に合わせて、（福）小矢部市社会福祉協議会の事務スペースのあり方等を検討し、児童・保健・福祉行政の拠点施設としての機能の充実や施設の有効活用を目指します。

1 5 消防施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

消防器具置場（消防屯所）は、市内に16箇所配置しています。

宮島分団消防器具置場・藪波分団消防器具置場は、耐用年数が到来しています。南谷分団消防器具置場は、耐用年数がほぼ到来しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

消防施設は、消防能力を維持していく観点から、計画的に点検や改修等を行い、老朽化対策を進めていきます。また、計画的な更新を進めていきます。

なお、消防分団員が減少化傾向にあることから、市全体での適正配置を念頭に、今後、消防分団合併も視野に入れた施設のあり方を検討します。

1 6 公営住宅

(1) 現状や課題に関する基本認識

市営住宅は、全体で6団地、185戸を管理しています。

昭和年代に建設した木造住宅（3団地、75戸）は、耐用年限を超過するなど、老朽化が著しく、設備の水準も低いままとなっています。

また、平成年代に建替えした鉄筋コンクリート造の住宅（3団地、110戸）は、今後、経年変

化による住宅性能の劣化やライフスタイルの高度化による住宅性能の相対的な低下等が懸念されています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

市営住宅需要の推計を踏まえた供給手法や、既存ストックの有効活用・長寿命化に向けた維持管理手法などを記載した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的に維持管理することとします。なお、老朽化が著しい団地は取壊しに伴う住替えを促進し、老朽化が著しい団地の建替えにあたっては、団地の統合も視野に含め管理の合理化を目指します。

17 公園

(1) 現状や課題に関する基本認識

公園では、管理棟1箇所、トイレ21箇所の施設を管理しています。

管理棟（城山公園）は耐用年数が到来しており、また、トイレのうち5箇所（第2児童公園トイレ、城山公園白馬山遊園地下トイレ、稲葉山公園トイレ、なかよし児童公園トイレ、津沢ふれあい公園トイレ）は5年以内に耐用年限に達するなど、施設の老朽化による修繕費用の増大が懸念されています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

公園巡視人による日常点検や清掃・保守を通じて不良箇所を発見した場合は、修繕等を行い施設の機能保全と利用者の安全性を確保するとともに、大規模な修繕については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に必要な対策を講じます。公園トイレについては、公園に附帯し、一体的に管理する施設であることから、その機能を確保するとともに、バリアフリー化を進めます。また、老朽化が著しい施設については、用途廃止や建替えも視野に入れ管理コストの低減に努めます。

18 供給処理施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

ゴミ処理施設は、市内に2箇所（環境センター、不燃物処理場）配置しています。浄化処理施設については、市内に5箇所（西中野汚水中継ポンプ場、今石動町雨水ポンプ場、田川水処理センター、藪波北部地区水処理センター、北蟹谷地区水処理センター）配置しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

環境センターは、事務所等の老朽化が著しいことにより、機能の見直しに伴う施設の計画的な改修を実施していきます。不燃物処理場は、適正な埋め立て処理を行うため、今後とも継続的な整備を行います。浄化処理施設については、計画的な修繕を実施していきます。なお、3箇所の水処理センター（農業集落排水施設）については、平成21年度に策定した「小矢部市下水道基本計画見直し業務」において、農業集落排水については、処理施設が30年を経過した時点で、公共下水道への接続を行うこととしており、それまでの間について適切な維持管理を行います。

汚水ポンプ場については、長寿命化計画を策定し、それに基づく長寿命化工事を実施していま

す。今後とも、ストックマネジメント計画を策定し適切な維持管理を行っていきます。

雨水ポンプ場についてもストックマネジメント計画を策定し、適切な維持管理を行っていきます。

※ストックマネジメント計画とは、施設の維持管理計画と改築・修繕計画を中長期的な視点を踏まえた一体的な計画

19 その他

(1) 現状や課題に関する基本認識

市内に駐車場1箇所、駐輪場1箇所、斎場1箇所、及びその他施設を6箇所配置しています。旧市民健康センター・旧東部小学校久利須分校は、耐用年数がほぼ到来しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

駐車場、駐輪場については、交通政策や駅周辺整備の進捗の検討のなかで、そのあり方を協議するとともに、さらなる利便性の向上を図ります。また、自動ゲートシステム等を導入するなど施設の状況に変化があった場合には利用料金を見直します。普通財産については、賃貸による利活用や売却などを推進していきます。仮設的な施設や分散している倉庫については、集約化を目指します。

II 公営企業等

1 公営企業等の公共施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

各公営企業の運営にあたって必要な公共施設を保有しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

各公営企業が供給するインフラ（上下水管路など）の供給量の検討とあわせて、公共施設の保有量も検討していきます。

III インフラ

1 道路

(1) 現状や課題に関する基本認識

山間地域を多く抱える本市において、社会インフラとしての道路の重要性は高まっています。道路は重要な生活インフラを兼ねています。道路の老朽化が交通事故発生の原因となる可能性もあり、定期的な点検・診断等を行っていく必要があります。

しかしながら、今後の更新に伴う負担は重くなることが見込まれるため、交通量や他路線の配置等も含めて今後の計画を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

本市の財政状況を踏まえ、今後も道路建設は、必要性を吟味した上で効率的で効果的な整備を行っていくこととします。また、既存の道路についても定期的な点検・診断等を行い、補修時

期・補修方法を適切に設定し、維持管理を効率よくかつ合理的に実施することにより、トータルコストの縮減を目指し安全確保に努めていきます。

2 橋りょう

(1) 現状や課題に関する基本認識

本市は、橋りょうを多数有しており、今後の更新に伴う負担は重くなることが見込まれます。そのため、交通量や他路線の配置等も含めて今後の計画を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

本市の財政状況を踏まえ、今後も橋りょう建設は必要性を吟味した上で行っていくこととします。また、既存の橋りょうについても計画的に点検・診断等を行い、将来の健全度を予測し必要な補修・補強等の措置の最適な時期と方法を判定して、予防的な維持・補修による施設の長寿命化やライフサイクルコストの最小化、維持管理費の平準化を図り安全確保に努めていきます。

3 上水道

(1) 現状や課題に関する基本認識

本市は、上水道管路を多数有しており、今後の更新に伴う負担がかかることも予想されます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

上水道は市民生活に直結する重要なインフラであり、水の安定的な供給を図るべく、配水管の状態を健全に保つために、定期的な点検・診断を実施するとともに、施設の規模・口径等の見直しを行い、ダウンサイジングによるトータルコストの縮減に努めます。

また、災害に強い施設整備を目指し、管路の耐震管への布設替を順次行うとともに、隣接市との管路接続を検討し、非常時における応急給水体制の強化を図ります。

4 下水道

(1) 現状や課題に関する基本認識

本市は下水道管路を多数有しており、今後の更新に伴う負担は非常に重くなることが見込まれます。そのため、可能な限りの長寿命化と負担の平準化に取り組んでいくことが重要です。

(2) 管理に関する基本的な考え方

下水道は市民生活に直結する重要なインフラであるため、施設の状態を健全に保つために、ストックマネジメント計画※に基づく定期的な点検を実施します。また、点検結果に基づき、緊急度の高い施設から調査を実施したうえで長寿命化計画を策定し、修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの縮減に努めます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

※ストックマネジメント計画とは、施設の維持管理計画と改築・修繕計画を中長期的な視点を踏まえた一体的な計画

5 その他のインフラ

(1) 現状や課題に関する基本認識

道路・橋りょう・上下水道のほかにも、公園（都市公園、農村公園）等の多くのインフラを保有しています。これらについても、維持管理や更新などが必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

インフラの維持管理を適切に行っていくため、定期的な点検・診断を実施します。また、災害に強い施設整備を目指し、予防保全型の長寿命化計画を策定し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの最小化に努めます。

第4章 フォローアップの実施方針

- ・公共施設等総合管理計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、行財政改革推進本部ならびに、行財政改革推進市民会議において確認・検証していきます。
- ・進捗状況に関する検証結果、その他状況の変化（人口動態）等を踏まえ、必要に応じて公共施設等総合管理計画を10年以内で見直しを行っていくこととします。
- ・公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画などの策定にあたっては、議会や市民との協議を重ねていきます。

第5章 資料編

1 これまでに取り組んだ対策

再編の方向性		施設名【実施年度】	再編前の施設名
集約	統合	・市民図書館【R元】	・総合会館（市民図書館） ・おとぎの館
		・大谷こども園【R2】	・松沢保育所 ・荒川保育所 ・正得保育所 ・若林保育所
		・蟹谷こども園【R2】	・藪波保育所 ・北蟹谷保育所 ・東蟹谷保育所
	複合化	・市民交流プラザ【R2】	・総合会館（市民会館） ・石動コミュニティセンター ・勤労青少年ホーム ・市民活動サポートセンター
廃止	譲渡	・若林保育所【R2】 ・東蟹谷保育所（一部）【R3】	
	解体	・東部小学校久利須分校【H30】 ・石動幼稚園【H30】 ・城山町まちなか公衆トイレ【R2】 ・総合会館（市民会館、市民図書館）【R3】 ・石動コミュニティセンター【R3】	
目的変更		・津沢あんどんふれあい会館【R2】	・旧津沢出張所
貸付		・旧市民健康センター ・旧東蟹谷保育所	

2 公共施設等保有量の推移

(1) 公共施設

(各年度末現在)

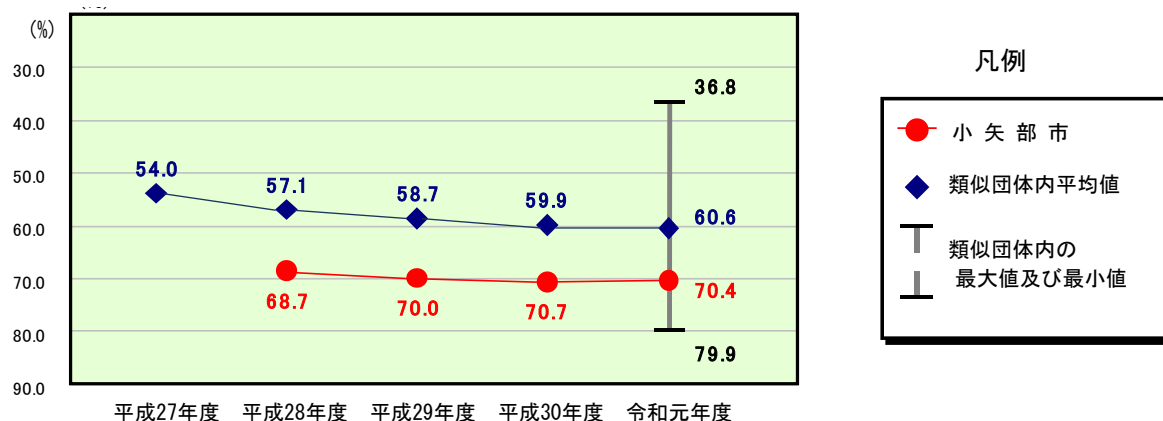
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設数（施設）	148	148	149	152	150
うち行政財産	144	144	146	141	136
延床面積(m ²)	163,857.56	163,857.56	165,908.83	172,558.70	174,381.40
うち行政財産	162,496.00	162,496.00	164,641.27	165,896.48	164,567.96

(2) インフラ施設

(各年度末現在)

施設類型		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
道路	道路面積(m ²)	3,006,115	3,027,779	3,031,316	3,034,302	3,039,706
橋梁	総橋梁面積(m ²)	30,338	30,338	32,707	34,345	34,345
上水道	延長(m)	292,226	296,515	300,574	308,017	316,879
下水道	延長(m)	217,127	225,076	232,467	239,128	245,649

3 有形固定資産減価償却率の推移



※有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合をいう。耐用年数に対して、資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるかを全体として把握することが可能であり、割合が高いほど老朽化が進んでいると判断される。

4 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

【平成28年度から令和10年度まで】

(百万円)

	維持管理・更新等に係る経費の見込み※3					耐用年数経過時に単純更新した場合 ※7 (5)	差引 (4-5)	純効果額 ※8	現在要している経費 (過去5年平均)	
	維持管理・修繕 ※4 (1)	改修 ※5 (2)	更新等 ※6 (3)	合計 (1)+(2)+(3) (4)	財源見込み					
普通 会計	(a)公共施設※1	2,334	3,967	3,978	10,279	国庫支出金 地方債	44,232	▲ 33,953	▲ 8,889	1,487
	(b)インフラ施設※2	646	1,046	0	1,692		14,403	▲ 12,711	▲ 308	127
	計(a+b)	2,980	5,013	3,978	11,971		58,635	▲ 46,664	▲ 9,197	1,614
公営 事業 会計	(c)公共施設	0	0	0	0	地方債	0	0	0	0
	(d)インフラ施設	1,220	49	2,659	3,928		15,394	▲ 11,466	▲ 1,585	301
	計(c+d)	1,220	49	2,659	3,928		15,394	▲ 11,466	▲ 1,585	301
公共施設の計(a+c)		2,334	3,967	3,978	10,279	44,232	▲ 33,953	▲ 8,889	1,487	
インフラ施設の計(b+d)		1,866	1,095	2,659	5,620	29,797	▲ 24,177	▲ 1,893	428	
合計(a+b+c+d)		4,200	5,062	6,637	15,899	74,029	▲ 58,130	▲ 10,782	1,915	

【備考】

- ※1 公共施設(a,c): 市が管理する学校教育施設、文化施設、庁舎等の建築物のうち、インフラ施設を除いたものをいう。
- ※2 インフラ施設(b,d): 道路、橋りょう、下水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物をいう。
- ※3 維持管理・更新等に係る経費の見込み: 長寿命化計画に位置付けした改修、更新等に係る経費及び経常的に発生する維持管理・修繕に係る経費をいう。なお、平成28年度から平成30年度までについては実績額、令和元年度から令和10年度までについては計画額を計上。
- ※4 維持管理・修繕(1): 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕等をいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うことをいう。
- ※5 改修(2): 公共施設等を直すことで、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※6 更新等(3): 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することをいう。除却も含む。
- ※7 耐用年数経過時に単純更新した場合(5): 小矢部市公共施設等総合管理計画策定時(平成29年3月)において試算した額のうち、平成28年度から令和10年度までの間に要する額をいう。なお、長寿命化対策等を行わなかった場合の維持管理・修繕費の見込みを含む。
- ※8 純効果額: 長寿命化対策を実施したことにより、実際に削減可能と見込む効果額で、次により算出した額をいう。
 - ・公共施設
 - (1)長寿命化計画に位置付けした施設における「耐用年数経過時に単純更新した場合の試算額」と「実績額・計画額」との差
 - (2)「廃止」と判断した施設における「耐用年数経過時に単純更新した場合の試算額(改修、更新等に係る経費)」
 - (3)「維持」と判断した施設のうち優先度の低い施設における「耐用年数経過時に単純更新した場合の試算額(改修に係る経費)」
 - ・インフラ施設
 - (1)長寿命化計画に位置付けした施設における「耐用年数経過時に単純更新した場合の試算額」と「実績額・計画額」との差